

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和6年12月11日（水）
午前10時02分～午後3時54分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長 委員 委員	小林 憲一 上杉 ただし いじま 文彦	副委員長 委員	いぢち 恭子 三階 道雄
--------------	-----------------	---------------------------	------------	-----------------

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 (兼) 総務部参事	松田 隆行
	健康まちづくり担当部長	堀 仁美	協創推進室長	田島 元
	健康まちづくり担当課長事務取扱		協創推進室次長事務取扱	
	行政管理課長 (兼) DX推進担当課長	大島 亮弥	資産活用担当課長	萩野 健太郎
	財政課長	赤松 勝也	情報政策課長	加藤 広二
	総務部長	藤浪 裕永	総務契約課長	横倉 妙子
	人事課長	森合 正人	文書法制課長	薄井 誠嗣
	市民経済部長	磯貝 浩二	市民課長	松下 恵二
	経済観光課長	麻生 孝之	商業・観光担当課長	加藤 大輔
	児童青少年課長	石山 正弘		
	交通対策担当課長	田中 宜久		
	公園緑地課長	長谷川 哲哉		
	会計管理者 (兼) 会計課長	岩本 俊行		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	6 陳情第7号 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情	不採択すべきもの
2	6 請願第2号 再審法（刑事訴訟法内の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願	採択すべきもの
3	第100号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第101号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第103号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決すべきもの
6	所管事務調査 市民生活と市の業務に関するDXについて	了承・継続調査
7	意見交換会について	了承
8	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	内閣府S I P 移動モビリティの実証実験について	企画課 高齢支援課 道路交通課
2	多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (令和7年3月改正予定分)	行政管理課
3	豊ヶ丘・東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況について	行政管理課 協創推進室 児童青少年課 高齢支援課 図書館
4	「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しに向けた検討と審議会開催について	行政管理課
5	多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	情報政策課

6	「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について（報告）	情報政策課
7	地方創生臨時交付金の実績報告（令和5年度）について	財政課
8	横浜銀行店舗での収納終了予定について	財政課 会計課
9	令和7年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について	総務契約課
10	令和6年給与改定について	人事課
11	多摩都市モノレール（株）に対する経営支援について	課税課 交通対策担当
12	戸籍に振り仮名を記録するための対応について	市民課
13	おくやみコーナーの検討状況について	市民課
14	多摩市産業振興マスタープランの策定に関する進捗状況について	経済観光課
15	企業立地促進条例改正（概要案）	経済観光課
16	「多摩市食プロジェクト」の進捗状況について	商業・観光担当
17	多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告	商業・観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
18	特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課

午前10時02分開議

○小林委員長 ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○小林委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、6陳情第7号指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情を議題とする。

本件は、指定管理者及び開発道路について陳情の趣旨に記載された26項目について明らかにすることを求めるものである。

陳情内容への賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。

これより意見交換を行う。ご意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより6陳情第7号指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。

次に、日程第2、6請願第2号再審法(刑事訴訟法内の再審規定)の改正を求める意見書提出に関する請願を議題とする。

本件については、請願者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げます。議会が定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、

その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、請願書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

○陳情者(蔵本氏) 私は、再審法改正を目指す多摩市民の会の蔵本と申す。このたびは発言の機会を与えていただき、ありがとう。

ご承知のように再審法というのは、冤罪被害者が受けた有罪確定判決の見直しをするか否かを定める大変重要な再審請求審の裁判手続を定めた法律である。そのため、請求人の人権救済の観点からして、その手続は迅速に進める必要がある。しかし、実際の裁判手続はそうになっていない。最近無罪判決が確定した袴田事件では、再審申し立てから再審開始決定が確定するまで足かけ16年の歳月を要している。このように再審開始決定の確定に長い年月を要する主な原因は、現行の再審法の規定に不備があるからである。不備の第1は、証拠開示の条文がないことである。そのために検察官の手元に無罪を示す証拠があっても、検察官はこれを開示する義務がない。第2の不備は、検察官に再審開始決定に対して不服申し立てが認められていることである。検察官がこの不服申し立てをすると、開始決定の確定が遅くなったり、時には開始決定が取り消されたりする。これを防ぐには、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ては認めないとの条文を追加する必要がある。このような条文を加えても、検察官は確定公判で請求人の有罪主張も立証もできるので、その権限がなくなったわけではない。最後は、再審法の規定が全部で19条のみとあまりにも少ないことである。そのために、再審請求事件を審理する裁判所がいかなる手続で審理をすべきかの規定がないに等しい。その結果、担当裁判官によって事実調べや裁判の進め方が異なってしまう、再審格差が生じている。これは法律に基づく裁判の観点からして好ましくない。早期に法改正をして、手続規定を充実させる必要がある。以上述べたような理由で、私たちは再審法の全面的かつ迅速な改正を求めている。これまで70年以上にわたって一度も改正されたことのない再審法であるが、ここ数年来の袴田事件のマスコミ報道等で国民の再審事件に関する関心が高まっており、法改正の機運はかつてないほどに盛り上がっている。今こそ法改正実現のチャンスである。多摩地域の自治体においても、既に11の自治体議会会で再審法開始を求める意見書が採択されている。多摩市議会におかれても、全会一致で私どもの請願を採択してくださるようお願いする。

○小林委員長 以上で市民発言を終わる。

本件は、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正を求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。請願内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 ご異議なしと認める。

これより意見交換を行う。意見はあるか。

○三階委員 我々公明党としても、袴田事件の袴田さんの件に関して、また多くの案件についても本当に憤りを感じている。この再審法の改正については、本当に速やかに行われることを我々も望んでいるわけである。そこで確認であるが、今回皆様が署名した請願についてである。5ページの下の方にある請願項目(2)のところであるが、読み上げると「再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること」とあるが、この文言に対して我々公明党としても現状これは国会でも今超党派でいろいろ議員連盟で話し合っており、また法務省でも今協議中というようなことも実際あるので、要はこの禁止することの決めつけの部分少し引かかっているということで署名には至らなかったというところがある。

ただ、その後、請願の提出者の方から意見書（案）が提出され、これ7ページであるが、見てみると、今と同じような形での(2)の部分であるが、「再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止を含む見直し」ということで変わって提出されたということもある。その部分について変わってきたということで、この意見書（案）の文言だったら、我々公明党としても問題なくしっかり賛同していきたいと思っている。そこで、もしよかったら、今紹介議員の方々から意見書（案）の文言にしても構わないという了承が得られればしっかり我々も賛同したいと思うが、その確認と、意見書（案）の文言にさせていただけるのかどうか、そのお約束があれば我々もしっかりと支援していきたいと思うが、その点、委員長のほうで進行をよろしくお願ひしたいと思う。

○小林委員長 この際暫時休憩する。

午前10時12分休憩

午前10時19分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 6請願第2号 再審法（刑事訴訟法内の再

審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について、ネット・社民の会を代表し、意見を申し述べる。

たとえ公権力によるものであろうと、人を裁くという行為には本質的な矛盾と不安定さが内在している。なぜなら、裁く側も裁かれる側と同じ人間であり、誤謬なく真実を見通す超越的・絶対的な能力が備わっているわけではないからである。現代における検察及び司法は常にこのことを自覚し、自らの判断と裁量に関して謙虚な姿勢を持ち続けなくてはならない。

翻って現在の刑事訴訟法には、前近代的な公権力の絶対的無謬を奉じる信仰めいた堅牢性がいまだ潜在しており、その最も極端かつ深刻な表出が、この再審規定に見られると考えられる。冤罪は断じて避けなければならない人権侵害であり、被害者の人生を根本から変えてしまう最悪の過失にほかならない。また、同時に真の犯罪者を完全に法の実行力外に逃がし、社会の秩序を乱す危険な決着を許すことになる。これを防ぎ、万一起きた場合は可及的速やかに被害者を救済する法制度の整備が必要不可欠である。その観点に立ち、これまで多くの識者が現行法の問題点を指摘してきた。警察・検察側に証拠開示の義務がないこと、再審について検察官がほぼ無制限に不服申し立て可能なこと、再審請求の手續に関する規定が欠けていることは、民主主義国家としてあり得ない不備と言える。長い長い苦闘と恐怖の日々を経て袴田巖さんはようやく人権を回復できたが、ほかにもまだ冤罪に苦しんでいる方々がおられる。冤罪被害者の発生を防ぎ、真犯人を正しく法の下で裁くため、多摩市議会として法改正を求める意見書を提出することにこの際いささかのちゅうちょも示すべきではないと考える。

以上、ネット・社民の会を代表して採択の立場での意見討論とする。

○小林委員長 ほかに意見はあるか。上杉委員。

○上杉委員 それでは、日本共産党多摩市議団を代表して、6請願第2号 再審法（刑事訴訟法内の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願に対して、採択の立場で討論をさせていただく。

先日、袴田事件の再審で無罪判決が下された。袴田巖さんは、逮捕から58年以上もの間無実を訴え続けながら、国家による不当な拘束と長期間にわたる精神的苦痛を強いられた。第2次再審請求で1審の静岡地裁で再審の開始決定が下されてからも、検察官の不服申し立てにより再審公判開始まで9年以上も待たされる事態となった。再審法は冤罪被害者の命や人権を守る最後のとりでであるにもかかわらず、検察側の不服申し立てのために再審が始められない

事件が袴田事件以外にも複数あることは、日本の司法制度が冤罪被害者を迅速に救済する役割を果たしていないことを如実に示しているのではないだろうか。その理由として以下の3点を挙げる。

第1に、再審請求手続における規定の不備である。現行法には手続の詳細が明記されておらず、検察側や裁判所の裁量に大きく依存している。その結果、審議の公平性が欠如し、冤罪被害者が適正な救済を受けられない事例が後を絶たない。再審手続の透明性と適正さを担保するための明確な規定が不可欠である。

第2に、証拠開示の制度化がされていないことである。袴田事件では、第2次再審請求の際に約600点に及ぶ証拠が新たに開示された。証拠開示がなければ無罪判決にたどり着けなかった可能性がある。しかし、現行法では証拠開示が制度的に保証されておらず、検察官の対応次第で証拠開示範囲が大きく異なる。捜査機関が保有する証拠を確実に開示させる仕組みを法的に定めることは、冤罪被害者救済のためにも必須である。

第3に、再審開始決定に対して検察側からの不服申し立てが行われることである。再審開始決定は有罪無罪の判断ではなく、再審公判を開始するための手続である。それにもかかわらず、検察官の不服申し立てにより公判開始が大幅に遅れる事態が生じている。1審で再審開始決定が下された場合、速やかに再審公判へと進むべきであり、この段階での不服申し立ては廃止されるべきである。

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つである。個人の命、尊厳を大切にす日本国憲法の下では、冤罪被害は決して許されるものではない。冤罪被害者の尊厳を回復し、日本の司法が本来の公平さを取り戻すため、再審法の改正は必要だと考える。

以上、日本共産党を代表して6請願第2号再審法（刑事訴訟法内の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願に対して採択の討論とさせていただく。

○小林委員長 ほかに意見・討論はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 自民党を代表して、6請願第2号再審法（刑事訴訟法内の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について、賛成の立場で討論させていただく。

前回、同趣旨の陳情が出た際には、再審に関する制度というのは政府が言っているように確定判決に法的安定性、それと、それに相対する個々の事件における個別具体的な妥当性や是正の必要性のバランスをしっかりと取らないといけない。そういった非常に深く複雑な問題があるし、慎重かつ丁寧な検討が必要。ただ、問題は非常に深く、国会議

員のほうでしっかり検討はしてほしいということで趣旨採択という立場をとらせていただいたが、今年9月に袴田事件の再審無罪判決があった。

こういったことを見ても、どう言っても再審法の現在の刑事訴訟法内の規定に不備があることは明らかで、それによって冤罪被害者本人の方々、またはその家族・親族の方、著しくその方々の救済が遅れていることは本当に非常に明らかだということがはっきりしたかと思う。

さらに、こういった事件には古い事件も多く、冤罪である被害者の方々本人、そのご親族の方々というのは非常に高齢になっておられる方が多い。そういったことから、速やかに再審法の改正を行わなければならないということで、今回は紹介議員にならせていただいた。国会議員のほうでも、先ほどお話があったが、今年の3月に冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟、これも超党派の国会議員相当数の人数が参加されて連盟が発足したと聞いている。最高顧問には自民党の麻生太郎元総理も就かれたということで、我々としてもしっかりとこの冤罪被害者のために再審法改正に取り組まなければならないということになっている。

一方の課題点については、意見書にも書いてあるのでここでは述べないが、今刑事訴訟法には再審に関する規定は19条しかない。通常審に比べて本当に比較にならないほど規定が定まっていない。そのような中でやはり再審手続の根拠規定の明文化をやはりしっかりとしてほしいし、冤罪被害者の方々の救済制度にふさわしい再審法制度の構築をしっかりとさせていただきたい。そして本当に日本の司法は非常に世界的には優れたものであると思うが、やはり再審法もしっかりと規定して国内外からも一層信頼される刑事司法制度の確立をしていただきたい。そういった思いから、今回の請願については採択の立場で討論をさせていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに意見・討論はあるか。三階委員。

○三階委員 6請願第2号再審法（刑事訴訟法内の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について、公明党を代表し賛成の討論をさせていただく。

先ほども言ったが、袴田事件の袴田さんの冤罪被害ということについては非常に憤りを感じている。この再審法の改正については本当に速やかに行われることを望んでいる。国会でも、超党派で議員連盟にて話し合いを行い、また法務省でも今しっかりと協議しているということでもあるので、時代に合った再審法の改善を心より望んでいる。以上申し述べ、採択の討論とさせていただく。

○小林委員長 ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が4名である。採択すべきものという意見が全員である。よって、本件は採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものと決したため、意見書提出について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前10時32分休憩

午前10時33分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま確認した内容をもとに委員会として本会議に意見書(案)を提出したいと思う。なお、意見書(案)の最終確認、例えばてにをは等については委員長一任とさせていただきますことよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

日程第3、第100号議案多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 本市の行政財産使用料は、多摩市道路占用料等徴収条例に準拠し、単価の一部を設定している。本年4月に東京都が受益者負担の公平化を目的に単価の改定を行ったことを受け、これに合わせて本市の道路占用料額の改定を行うため、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程するものである。多摩市道路占用料等徴収条例の改正と同時に、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例別表第1の一部を改正し、道路、公園、水路占用料との均衡を図るものである。詳細については、萩野資産活用担当課長より説明をさせていただきます。

○萩野資産活用担当課長 私から新旧対照表についてご説明をさせていただきたいと思う。フォルダーを本会議まで戻っていただけるか。本会議中の令和6年第4回定例会、さらに市長提出議案の中の3つ目、一部改正条例新旧対照表という参考資料があるので、そちらをお開き願う。

今回、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての案件である。この資料の3ページ目からになる。

本件は、東京都が条例改正したことを受けて多摩市でも4つの条例を今回の議会に上程させていただいているが、そのうちの一つが多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例となる。

新旧対照表の3ページは文言整理をさせていただいているところであるが、具体的には次のページ、4ページ目に単価の見直しの改正前が右側、改正後は左側というところである。4ページの最初のところから、ガス管について5円から140円の増額をさせていただくものである。

次のページに移っていただいて、5ページになる。こちらが第1種電柱から変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所について、1円から280円の単価の見直しをさせていただくものである。

こちらの条例の改正に伴う影響であるが、年額で3万円ほどの増額を想定しているところである。また、4つの条例を合わせて総額で約950万円の収入増を見込んでいるところである。

今後としては、多摩市道路占用料等徴収条例等の改正も受けて、議決をいただいたら速やかに条例を改正し、令和7年4月1日から施行する予定である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第100号議案多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第4、第101号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 第101号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案については、本年10月1日からの東京都最低賃金の引き上げを受け、会計年度任用職員の補助スタッフの一部職種の報酬単価を改定するため、条例の一部を改正するものである。詳細は人事課長から説明をさせていただきます。

○森合人事課長 それでは、新旧対照表をご確認いただければと思う。今回改定する職種については3つある。まず1つ目については、チャレンジ雇用職員の報酬単価についてである。この単価については、多摩市は東京都の最低賃金と連動させることとしていることから、現行の1,113円から1,163円に改定するものである。2つ目としては、教育指導員Bである。これは教員免許なしの職種になる。東京都の最低賃金が改定されることによって令和6年度の都の補助金上限額も変更された。これによって現行の1,140円から1,230円に改定するものである。3つ目のスクール・サポート・スタッフについても教育指導員Bと同様な理由による改定となり、現行の1,140円から1,230円に改定するものである。

なお、東京都最低賃金が10月1日から改定されていることから、本条例も同日に遡及して適用することにする。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 こちらに報酬額が書かれているが、東京都の最低賃金は幾らから幾らに変わったのかを教えてくださいませんか。

○森合人事課長 東京都の最低賃金については、1,113円から1,163円に今年の10月1日から改定されているところである。

○上杉委員 チャレンジ雇用職員は東京都の最低賃金そのままとなっているわけであるが、今の時代物価高騰も激しく、給料の上昇が物価高騰に追いついていない状況もあることから、市としてこの最低賃金に少しでも上乘せさせることは考えていないのかお伺いしたいと思う。

○森合人事課長 チャレンジ雇用職員については、障がい者雇用という形の中で、最終的には民間の企業にステップアップしていただくためのトレーニング的な雇用という形でチャレンジ雇用職員として、市としてこれまで雇用させていただいてきている。そういった中で、単独で仕事をするのではなくジョブコーチ等々をつき添わせていただきながら就業訓練も踏まえた形の雇用という中では、これまで東京都の最低賃金と連動させた形で市としては雇用してきているので、今のところは東京都の最低賃金と連動させた形を考えている。

○上杉委員 それでもこの方たちは生活をしていかなければいけないわけであり、最低賃金だけでやりくりしていくのは本当に大変だと思う。日本共産党としては、全国どこでも一律時給1,500円と言っているわけであるが、ぜひとも行政としても、やはり行政が賃金を上げていかないと民

間も賃金が上がっていかないこともあると思うので、そういったところも今後考えていただければと思う。

○森合人事課長 東京都の最低賃金については毎年、今回でいくと50円上がっているの、引き続き上がっていくものだろうと思っている。その辺も踏まえて今後検討していければと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 単純な質問であるが、教育活動指導員Bという設定はどういった職種で、これは教育活動指導員Aとどのように違うのか。そして、この教育活動指導員Bはスクール・サポート・スタッフと同金額にこれまでも設定されているが、その理由についてご説明をお願いします。

○森合人事課長 教育指導員AとBという2つの職種があるが、基本的には教員免許を持っているか否かでAとB、持っているほうはAという職種になり、持っていない職種についてはBという形になる。いわゆるピアティーチャーのことを教育指導員という形で名称設定させていただいている。

それから、スクール・サポート・スタッフと同額というところについては、この2つの職種については東京都の補助金を充てている関係で、東京都の補助金の限度額が示されており、それを報酬単価として充てさせていただいている。その補助単価をそのまま持っているというところで同額になっているかと思っている。

○いぢち委員 先ほど上杉委員からも最低賃金の話が出た。私、社民党も、最低賃金時給1,500円を一律でということは常に申し上げている。今そこまで話を膨らませないが、教員免許がないピアティーチャーの方々がスクール・サポート・スタッフと同じ金額ということはある程度納得できる。ただ、逆に申し上げて、今後のこととして子どもの教育に携わる方々、それからスクール・サポート・スタッフの皆さんも学校内ではいただいていた非常に助かっているということも聞いているし、そういった方々の身分保証という意味でも今後もう少し考えていってほしいというのが考えとしてあるので一言申し上げた。意見として申し上げる。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討

論を終了する。

これより第101号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第5、第103号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**藤浪総務部長** 第103号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてである。本案は、刑法等の一部を改正する法律等の施行により懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、これらの刑名に関する規定を有する条例を一括して改正するものである。詳細については文書法制課長から説明させていただく。

○**薄井文書法制課長** サイドボックスでは、議案書の31ページまたは新旧対照表の8ページをご覧願う。

本案は、令和4年の刑法改正により懲役及び禁錮が廃止され新たに拘禁刑が創設されたことから、本市の条例中にある懲役または禁錮の項を拘禁刑に改めるものである。

改正の対象となる条例は5本ある。本条例の本則を5条立てとし、各条につき1本の条例を改正する。すなわち、第1条では多摩市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正し、以下、第2条で多摩市一般職の職員の給与に関する条例を、第3条で多摩市表彰条例を、第4条で多摩市行政不服審査会条例を、第5条で多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例、令和4年多摩市条例第37号をそれぞれ一部改正する。

附則では、第1項で施行日を改正刑法の施行日と同じ令和7年6月1日と定める。附則第2項以下では、必要な経過措置を定める。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○**いぢち委員** こちらも単純な質問である。一般市民にとって「禁錮」から「拘禁」に変わることの意義がなかなかわかりにくいと思う。なぜ「禁錮」から「拘禁」に変えるのか、もう少し詳細なご説明をお願いします。

○**薄井文書法制課長** 令和4年の刑法改正により懲役と禁錮が廃止され新たに拘禁刑が創設されたが、この目的は、

有罪判決を受けて刑事施設に収容された方に対する矯正処遇を改善し、再犯再入所を減らすためであると言われている。

平成17年に制定された刑事収容施設法の下では、受刑者の処遇は改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行うとしている。この中で矯正処遇として作業、これは懲役に対して課されるものになるが、作業のほか改善指導、教科指導を明記し、作業以外の指導についての法的根拠が与えられている。しかし、刑法においては作業が依然として懲役の内容として明記されているので、懲役刑の執行に当たっては個々の受刑者の状況いかに関わらず必ず作業を行わせなければならないという状況である。このため、高齢や障害のために作業に適さない者についても、ある意味で無理をして作業を作り出して行わせている状況があると言われている。また、受刑者によってはその改善更生と社会復帰のためには作業よりも他の処遇を行ったほうが有効な場合もあるが、刑法において懲役に処せられた者には作業を行わせるとされている以上、改善指導や教科指導の処遇に十分な時間を当てられないという事態が生じていると言われている。

こうした状況のもとで、拘禁刑創設のさらなるきっかけとなったのは、少年法の適用対象年齢の引き下げであったと言われている。少年法の適用対象年齢を引き下げ、18歳・19歳の者に保護処分ではなく刑罰を科すのであれば、それによる弊害をできる限り軽減し、刑罰の内容とその執行のあり方を見直す必要があるということである。

このような観点から、平成27年11月から平成28年12月まで開催された法務省の若年者に対する刑事法制的あり方に関する勉強会においても、18歳・19歳の者を含む若年者を主たる対象としつつも、それに必ずしも限定しない形で犯罪を行った者の改善更生と再犯防止に資する刑事政策的措置の検討がなされ、報告書が取りまとめられた。それを受けて法務大臣から法制審議会に対し、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備のあり方を一項目とする諮問がなされ、その後、法制審議会における審議の結果に基づき、令和2年10月に法務大臣へ答申がなされた。この答申は、多様な内容を含むものであったが、その中の一つに、懲役及び禁錮を新しい自由刑すなわち拘禁刑に一本化すること、刑事施設においても少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図ること、若年受刑者の処遇への配慮及び受刑者に対する社会復帰支援の明確化が盛り込まれていた。そして、この令和2年の法制審議会答申を受けて、令和4年の刑法

等の改正につながったという理解である。

○いぢち委員 まずはより現状に合う形に改正されたということを理解した。これは法律の問題であり、ここでこれ以上云々することはないが、刑務所内での作業というものをそもそも義務なり役務と解釈するのか、あるいはその方の刑務所内においても働く権利と解するのかというところでは議論が分かれると思っている。ただ、今回の改正については十分納得できるものである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。上杉委員。

○上杉委員 第103号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本条例は刑法改正に基づくもので、条例案自体に反対するものではないが、基の刑法改定には疑義があるので一言述べ、可決の立場での討論とする。

改正刑法は、懲役と禁錮を廃止し、新たな自由刑として拘禁刑を創設するものである。懲役刑が殺人、放火・強盗などに対する刑罰であるのに対し、拘禁刑は政治犯や過失犯などが対象である。特に政治犯は、通常の犯罪者と異なり、その名誉を重んじた処遇を行うべきだという考えのもとに刑務作業を強制しない禁錮刑を科すべきだとされてきた。戦後の刑法改正をめぐる議論でも、政治犯・国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないという配慮から懲役刑と禁固刑の区別が残されてきた。刑罰によって人の内心まで変えることは許されない。

一方、今回創設される拘禁刑は、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるとし、全ての受刑者に刑務作業と改善指導を義務づけることになっている。

国連被拘禁者処遇最低基準規則は、刑期が許す限り釈放後法を遵守する自立した生活を営む意思と能力を持たせることを目的としなければならないとし、社会復帰の支援を国家の側に義務づけ、受刑者には社会復帰のための処遇に能動的に参加する権利を保障すべきだとしている。拘禁刑の下で懲罰の威嚇のもとに改善更生を強いることとなれば、国際的に求められる受刑者への処遇水準からますますかけ離れてしまうことになる。これらの懸念から、本刑法改定について国会審議では日本共産党をはじめ複数の会派から共同の修正案が提出されたという経緯もある。

以上述べて、第103号議案に対する可決の意見・討論と

する。

○小林委員長 ほかに意見・討論はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第103号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第6、所管事務調査、市民生活と市の業務に関するDXについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和5年12月12日に所管事務調査に位置づけてから各種調査研究を行い、今後委員会として市へ提案をする上でさらに知見を深めることが必要なことから、去る10月25日に先進市である愛知県西尾市を視察した。西尾市では、LINEを活用した行政サービスのデジタル化に向けた取り組みについて伺い、市民へのアプローチ方法と浸透度、具体的な運用内容等を学んだ。ここまでこのように進めてきたが、今後は今まで調査した結果を整理し、3月議会での最終報告に向けて報告書としてまとめる方向で進めていきたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されている。今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

次に、日程第7、意見交換会についてを議題とする。

本件について、今年度下半期の議会報告会または意見交

換会については、常任委員会単位で意見交換会を行うことが議会運営委員会で確認されている。これに伴い、多摩市議会基本条例第15条第3項及び多摩市議会が行う市民意見の把握等に関する実施要綱第7条第1項に基づく意見交換会を行うことについて協議したいと思う。

それでは、お手元に配付した意見交換会の開催報告及び委員派遣承認要求書（案）のとおり、意見交換会及び委員の派遣について確認をする。日時は、来年令和7年1月14日午後4時から、場所は多摩市役所第2庁舎会議室、対象は多摩市農業委員会、目的は農業委員会として都市農業における現状と課題をどのように捉えているか聴取するためである。経費はゼロ円である。

以上の内容で意見交換会の開催及び委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。

日程第8、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前11時04分休憩

（協議会）

午前11時05分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会事項1番、内閣府S I P移動支援モビリティの実証実験についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○堀健幸まちづくり担当部長 それでは、議題1の内閣府S I P移動支援モビリティの実証実験についてご説明させていただければと思う。資料は2点あり、協議会1とされているカラーのものと白黒のものがあるので、そちらをご覧くださいければと思う。

まず内閣府S I Pというのは戦略的イノベーション創造プログラムという事業であり、総合科学技術イノベーション会議によりSociety 5.0の実現に向けた社会的課題の解決や日本経済、産業競争力にとって重要な課題を設定し、研究事業を採択しているものとなっている。

この中で、多摩市も加入しているSWC協議会を取りまとめておられる筑波大学の久野譜也教授の包摂的コミュニティプラットフォームの構築が令和5年度より採択されている。こちらについてまとめられているのが、このカラーの紹介のパンフレットとなっている。包摂的コミュニティプラットフォームの構築の中でも、いろいろな社会課題を解決するための研究がされることとなっている。今回この中でサブ課題Dとして障がい者、高齢者の生きがい向上策を掲げており、今回久留米工業大学の東教授が研究責任者となっている移動の課題を克服し、高齢者や障がい者の自立を促進する外出支援サービスの開発の実証実験を行うこととなっている。そのフィールドとして多摩市も協力させていただくこととしている。

Wordの資料をご覧くださいければと思う。具体的にこの研究の中では、屋外での移動が難しくなってきた高齢者や障がい者に対し、小型の自動走行モビリティと声かけロボット、排尿予測、これらいずれも先進技術を利用したものになるが、自宅から四、五百メートル程度の周辺への外出を促し、地域、人とつながる機会をふやすようなサービスを実施するための技術開発と、それを用いたサービス実証を目指している。本日イメージの動画のご用意が間に合わなかったため口頭でのご説明になり大変申しわけないが、例えば外出が難しくなってきた高齢者の方が、かわいい雪だるまのような手乗りの声かけロボットをご自宅に置いていただき、こちらからたま広報などの近隣のイベントなどを紹介してくれるようになっている。そうした外出促進のお声がけを踏まえ、例えば何月何日にここに行ってみようということでアプリまたは電話を利用して利用したい日時を指定してモビリティの予約をすると、その日時に合わせて近隣のモビリティステーションから最大2人乗りのモビリティが自宅の入り口まで自動走行で来てくれて、それに乗り、例えばコミュニティセンターなど近隣の目的地まで乗せていってくれるようなものである。用事の際に一旦モビリティはステーションに戻るが、用事が終わってアプリまたは電話で再び来てもらうように呼ぶと、モビリティがまた自動走行で来てくれて、それに乗って自宅の入り口あたりまでまた送り届けてくれるような仕組みになっている。

また、膀胱の尿量を測定し、一定を超えると「そろそろトイレどうですか」というように、周りにはわからないように「そろそろですよ」というような感じで声をかけてくれるような技術も利用してトイレの不安を解消

する手助けをしてくれるような仕組みも併せて取り入れる予定と聞いている。

多摩市は都内でも高齢化率が比較的高く、本市の地形は勾配があるなど高齢者、障がい者においても移動の課題が少なからずあることから、今回の研究開発において特に本市の市域の6割を占めるニュータウン地域で当該サービスの実証を行うことがS I P側、多摩市共に有意義ではないかと感じているところである。

今年度であるが、資料にもあるように来年の2月22日にまずシンポジウムを開催する予定である。テーマは住み慣れたまちで暮らし続けることを支えるためにというように形で実施し、同時期に、2月の中・下旬頃であるが、小型の自動走行モビリティの乗り物が実際に動くかどうかという実証を永山地区、現時点では永山南公園の周辺で実施することを予定している。議員の皆様におかれても、関係者として試乗できる機会を設けたいと思っているので、こちらは決まり次第改めてご連絡できればと考えている。その後は、来年度令和7年度の後半には先ほど申し上げたような実際に外出促進のロボット、声かけのロボット、モビリティ、また排尿予測のシステムを併せてなるべくできるような形でサービス全体の实証ができるように市内のどこかでできればと考えているので、引き続きそれに向けて検討していく予定である。

多摩市としても、少子高齢化が進んでいく中で多世代の多様な生き方が実現できるように健幸まちづくりを進めているので、その一環としてこの内閣府のS I P事業へも協力していければと思っている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回ネイバーフッドということで、先ほどのご説明を伺っていてもかなり近距離、四、五百メートルと言われたが、そうすると多摩市はそもそも比較的コンパクトな町で、四、五百メートルであればある程度移動できるかと思うが、少し中途半端な距離のようにも感じるが、このことで本当に効果的な実証実験になると判断された理由と、実施の地区を永山地域に選んだ理由についてお伺いする。

○堀健幸まちづくり担当部長 まず前段四、五百メートルと距離が短いのではないかとということであるが、今回課題となっているのは特に移動が少し難しくなってきた方で、ラストワンマイルという例えばバス停まで、近隣のちょっとそこまでの外出も難しくなってきた方が対象となっており、そこを今回は改めてターゲットとしたと

いうところで、このラストワンマイルの四、五百メートル近辺を実証の対象としていると伺っている。全体として移動の課題というのはもう少し大きくも小さくもあると思うが、そういったところはほかのサービスと併せて、いろいろなサービスを併せながら解決していければいいのではないかとお考えになっているようであり、今回はあえてこの四、五百メートルのラストワンマイルを対象として実証実験をやりたいと伺っている。

また、もう1件、永山地域で今回実際に乗り物を走らせるということで、ペDESTリアンデッキの状況等、実際あの地域を先生にも歩いていただいて状況を見ていただき、かつニュータウン地域で一定走らせることができる場所ということで、今のところ、このモビリティがまず動くかどうかの実証においては永山地域が走らせるのにちょうどよいのではないかとということ、現在は永山地域で今回乗り物のテストをしたいということである。実際のサービスの実証自体は市内のまた別の場所も考えられるので、そこは改めて検討ということになっている。

○いぢち委員 特に「ちょっとそこまで」というかなり絞った目的ということは理解した。地域の選定であるが、永山地域はもちろん勾配もあり、ペDESTリアンデッキもあって程々の場所ということで理解したが、少し意地の悪い話になるが、多摩市内の特に高低差、道の難しさということで言うと、ほかにもっと適当な地域があるなと感じている。今回ということではなく、今後例えば愛宕あるいは連光寺、聖ヶ丘といったいわゆる健常者でも少し大変なようなところでも移動の保障ができるように、行く行くはそういったプランも視野に入れてこういったことを進めていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今回の実証実験であるが、内閣府の取り組みに協力するという意味合いが強いのか、それとも最後に2025年度後半のサービス実証を視野にとあるが、実際に多摩市で取り入れていこうということも含めて今回こういう実証実験に参加するのか、そのあたりをお伺いしたい。

○堀健幸まちづくり担当部長 今回まず立てつけとしては内閣府の事業に協力するという形である。そのため、財政負担も市側には特に発生しない研究費の中で協力させていただくような形となっている。また、来年度についても、このS I Pの事業自体が基本的に5か年かけてやっていくようなものになっており、今年度で2か年目で、まず3か年目として来年度実証の一定の形をできる

ところまでやりたいと伺っているので、まずはそこを目指すことになる。また、多摩市にとっても、移動の課題というのはそうでなくてもあるので、今後の多摩市での移動の課題に対する解決の一つとしてこういったものをまず経験していくことが一つ大事なことかと思っ

ているので、そういった形で協力ができればと考えている。

〇いいじま委員 今お聞きすると5か年で計画やっ

て、その中でサービス実践・実証を多摩市に取り入れていこうというのを考えておられるというイメージでよろしいか。

〇堀健幸まちづくり担当部長 今回のこのS I Pの事業自体が社会実装まで含めて技術を開発していくことが研究の対象となつて研究費が出ているような事業になっているので、そういう意味では実際に技術が出来上がつても、今回は当市が協力ができればと思っ

ているが、例えば自治体で実際に一緒に使ってみて、それについてまた課題を出し合いながら、自治体も多摩市だけに限らず全国での利用に向けた実証の足がかりになっていくものかと認識している。

〇いいじま委員 了解した。楽しみにしたいと思う。

〇小林委員長 ほかに質疑はあるか。三階委員。

〇三階委員 今いいじま委員が言われたように実際に多摩市でも利用できると、これは結構ポイントだと思う。こういうモデル事業をやると、今回バスも自動運転をやるが、以前豊ヶ丘でやったときも、いつから始めるのかと言われて、いや、あれは実験で、まだどうなるのかめどはわからないということだったが、かなり期待しているのは確かだと思う。ちなみに、このモビリティというのは2人乗りで全自動なのか。その辺よくわからないが、どういうものなのか。

〇堀健幸まちづくり担当部長 一応今回の事業自体は全国で今のところ多摩市とだけ一緒にやっていただけるような形である。少なくとも今回の技術実証やサービス実証については、多摩市が全国に先駆けてS I Pの東先生の研究において一緒にさせていただくような状況になっている。当然将来実走させる場合にはそれに合わせた課題等も出てくると思うので、今回やってみて街自体もこれが走れるような仕組みづくり、別途環境づくりとか、つくっていかないといけないと思うので、そういったことも考えていくきっかけになるかと思っ

ている。

あと自動走行については、今伺っている話だとGPSと遠隔操作技術を合わせて走らせるような話を聞いている。木等が道を覆っていないようなところであれば、空

が開けているところであればGPSで一定走行のコントロールが利くと聞いているが、木等が覆っていて道の詳細が見えない部分については、その状況を点群データで今回収集するような話を聞いているが、3Dデータのような形で取り込んで、そこを遠隔操作で動かしていくような形である。したがって、カメラ等もモビリティについていて、当然その前から人が来たことはわかるということ

で話を聞いている。

〇三階委員 先進的にやるのはよいが、ぜひとも実際に走れるような方向に持って行っていただきたい。あと遊歩道も多分走ると思うが、なかなか国からの補助が出ない。その点を絡めて、こういうことをやるのだからぜひとも国から引張れるように、そのようなこともある程度、国に要望しながら進めていただきたいと思う。

〇小林委員長 ほかに質疑はあるか。上杉委員。

〇上杉委員 カラーの資料で、4つサブ課題として挙げられているが、どれも多摩市の課題かと思っ

ている。今回サブ課題Dというのが行われるが、ほかのところも今後実施していく予定があるのかをお聞きしたいと思う。

〇堀健幸まちづくり担当部長 今回場所を具体的に、こちらでも実証に対して協力して具体的にやっていくという部分はサブ課題のD-2という久留米工業大学の東先生が研究責任者となっている事業であるが、実はSWCの関係もあり、ほかのサブ課題に関しても多摩市では一部関与している取り組みがある。例えばこちらは直接的ではないが、サブ課題のA-1だとデジタルツインを活用した社会的コミュニティの再生をやっており、団地のコミュニティ再生を大和ハウスさんのほうで進めていると聞いており、こちらは多摩市も加入しているSWC協議会のまちづくり分科会、実は多摩市がテーマになっている分科会があり、例えば豊ヶ丘のあたりでこの関係の活動をされているというお話を伺っている。また、まだ今後になるが、健幸まちづくりのシンポジウムを3月に予定しているが、その際にサブ課題Dの慶應義塾大学の駒村先生がやっておられる高齢者の認知機能の低下と金融のお金の見守りというような課題についても今後健幸まちづくりシンポジウムで取り上げていくことを考えており、このD-2のモビリティの件に限らず、SWC協議会とも協力して多摩市で関与していることに取り組んでいく予定である。

〇小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれ

で終わる。

次に、協議会事項の2番目、多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 協議会の2件目から5件目については、企画政策部の行政サービス・アセット担当部長、松田ラインの案件になるので、それぞれ大島行政管理課長、萩野資産活用担当課長から説明をさせていただく。

○大島行政管理課長 それでは、協議会案件の2番目である多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただく。

本条例については、令和元年9月から住民票の写し及び印鑑登録証明書についてマイナンバーカードを用いたコンビニエンスストアでの交付手数料について、窓口での交付手数料300円に対して、コンビニ交付については令和元年9月から令和4年8月までの3年間は150円、令和4年9月から令和7年8月までの3年間は200円とする改正を行ったところである。こちらの改正は、ただいま申し上げたとおり令和7年8月末で終了するところで、それ以降の対応について改めて改正を行うところである。真ん中の表にあるが、令和7年9月以降も引き続きコンビニ交付については200円で対応していきたいという提案である。こちらについては、引き続き3年間延長していきたいと考えている。

2件目のところは、今度は課税（非課税）証明書のコンビニ交付についてである。こちらについては、令和3年4月からマイナンバーカードを用いたコンビニエンスストアでの交付を開始していたところであるが、料金手数料については、窓口手数料と同様の300円に対応していたところである。こちらについても、市民の利便性の向上、またコンビニでの交付を促すことによって窓口の混雑緩和を図るために令和7年4月から200円ということで、市民課の住民票の写し等と手数料を合わせて、窓口は300円に対してコンビニ交付を200円とする改正を行いたいと考えている。こちらの期間については、令和7年4月から始め、お尻の令和10年8月といったところは市民課の住民票等のコンビニ交付の改正と合わせたところである。

今後の予定であるが、本日こちらでご説明をさせていただき、令和7年3月の第1回定例会において条例改正議案を提案したいと考えている。施行については、先ほど申し上げたとおり課税（非課税）証明書については4月1日からの施行、また住民票の写し及び印鑑登録証明

書の交付については期限が切れる8月末を迎えてその翌令和7年9月1日からの施行ということで考えている。説明については以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 さらに延長して特例措置をするということであるが、この調子でいつまでやるのかという疑問がある。資料をつけていただいているので、まずこの参考1の見方は、一番上が総数で、その下に内訳として住民票の写しと印鑑登録証明書とが分かれているという見方でよろしいか。上が総数で、その内訳として住民票の写しとばらばらに印鑑登録証明書となっているということか。

○大島行政管理課長 今資料の2ページ目のところ、参考1となっている表の上が言われたように総数で、その内訳としてコンビニ交付の住民票の写しと印鑑登録証明書で、こちらを合算すると上の数字になるところである。

○いちち委員 そうすると印鑑登録証明書の割合が一番高く4割近くになっているが、トータルとしては3割少々利用率ということである。正直こうやってマイナンバーカードを使う人への優遇措置を本当にいつまで続けるのかと思うが、これは例えば獲得目標というか交付件数というか、割合が何割までいったらやめるといった何か目標はあるのか。

○大島行政管理課長 特にそういう数値目標は設けていないところである。今はまだコンビニ交付を拡大していく時期で、これから3年間延長するが、その先についてはそこまでやらなくてもよいかもしれない。まずは市民の方の利便性を向上させる、またコンビニでも取れることを周知していき、基本的に100円安いからコンビニで取ろうというのは徐々になくなっていく、便利だからコンビニに行こうという形になっていくと、窓口と同じ手数料になるか、あるいは手数料の計算はやはり窓口にかかる手数料とコンビニにかかる手数料であれば変わってくると思うので、そこでまた積算をし直した上での正確なというか適正な手数料の算定をした上で、それぞれ変えるかまたは統一するかを判断していきたいと考えている。

○いちち委員 私としては、あまりいつまでも格差を設けるべきではないのではないかとということと、特にコンビニ交付の場合は事業者に対しての出費もあるので、そう考えるとさらに費用はかかっているわけである。今言われた適正な金額によるサービスということはこれからも厳密に考えて、こういった制度を決めていっていただ

きたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。三階委員。

○三階委員 今ちょうどこれからとも言っていたが、実際少しずつふえてきていることは確かだと思う。実際人件費や物件費等窓口部分を通ると思うが、そこら辺は減っているのか、また今後少し減らしていこうかという議論はあるのか。その点についてはいかがか。

○大島行政管理課長 これだけの件数がコンビニ交付に移っているので、窓口での手続に係る職員の負担が若干減っているところではある。それがどのぐらいかを以前と比較するのはなかなか難しいところもある。それによって人を減らせるかというところなかなか難しいところもある。ただこれからいろいろなもの、例えば検討させていただいている書かない窓口といったものと併せて業務負担が減るのであれば、その窓口に出る職員の数が減っていく、その分をまた別な市民サービスに充てるといったことで考えていきたいと思っている。そういう対応を今まずはできるところから始めているところである。

○三階委員 窓口の人件費もやはり税金であるので、有用にしていればありがたいと思う。今民間のどこの業種でも例えば無人のレジ等が進んでいるわけで、今後もどんどん進んでくると思うが、このコンビニ交付の推進については、今は金額で差をつけているという部分があるが、また別の意味でもう少し広報なども推進していくべきではないかと思うが、その点の状況は今どうなっているのか。

○大島行政管理課長 今まさに言っていたように市民の方の利便性が高いからコンビニで取るのだと、いつでも取れるようになれば、いつでもと言っても機械の都合で夜は11時まで等あるが、自分の時間で役所まで行かなくても証明書が取れるような形で進めていこうと考えている。DX推進計画などの中でも、書かない窓口や行かなくてもいい窓口のようなことを今考えているところなので、それによって職員の業務負担というか業務量も減る、さらにそれを別なところに向けていくことができるようにといった形で進めているので、今いただいたようなご意見を踏まえて今後対応を進めていきたいと思う。

○三階委員 利便性の向上もあるが、しっかりと費用対効果という部分を考えながら進めていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項3番、豊ヶ丘・東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 協議会3の資料をお開き願う。豊ヶ丘・東寺方複合施設整備の進捗状況について報告させていただきます。

まず2スライド目であるが、豊ヶ丘複合施設に関するこれまでの取り組みということで、5月に整備方針の素案を市で決定させていただき、市議会に6月議会で報告させていただいたが、その後9月からオープンハウスやアンケート調査、地域意見交換会を開催させていただいた。また児童館のあり方に関する説明会・意見聴取等もさせていただいている。それらについて、この後のページからご説明をさせていただきます。

3スライド目であるが、まずオープンハウスである。9月3日・4日・6日・7日に豊ヶ丘図書館前で実施させていただいた。4日間で141名の来場があり、そのうち55件の意見をいただいたという形になる。意見の傾向としては、右の円グラフにまとめさせていただいているが、整備方針に関するおおむね肯定的な意見が25%、下のところはその肯定的な意見を前提として次の基本計画段階で検討する内容に関する意見が49%、ここが大部分を占めているかと思っている。また、整備に対する不安の意見も11%あったところである。

左側の表であるが、丸印で書いてあるのが意見数である。その中で整備に対する不安⑥と書いてあるが、6件の意見があったところである。この中では例えば工事期間中は別の施設を利用することへの不安として、貸室がなくなって別な施設を利用することへの不安、図書館についても同じである。また、新築は混雑するのではというご意見もあったところである。ただ、オープンハウスの中では、おおむね肯定的に捉えていただいたかと捉えている。

次のスライドである。アンケート調査をさせていただいたので、その内容についてもまとめさせていただいた。21人から44件の意見をいただいた。この意見についても分類をさせていただいたところ、肯定的な意見が14%、次の基本計画段階で検討する内容に関する意見が70%、ここが大半を占めているかと思う。あとはご心配いただいているような意見もあった。心配していただいている意見としては、左側の表の下のところであるが、改修で

十分ではないか、現建物を維持してという意見、児童館の移転は心配だという意見、急いで進めないでという意見、様々なご意見もあった。

次の17分の5スライド目については、児童館のあり方に関して、豊ヶ丘第六公園で移動動物園を開催した際に職員が親子25組へ聞き取り調査を行わせていただいた結果をまとめたものになる。左側は意見者の学区別で、豊ヶ丘小学校・貝取小学校・東落合小学校、大きく3校の保護者・子どもが集まったところである。また、右側の円グラフでは、児童館移転について意見を求めたところ、賛成の意見が60%、特になしという意見が32%、反対の意見も2組8%あったという状況である。

いただいたご意見を次のスライドにまとめさせていただいているが、賛成の意見としては、児童館が近くなるのはうれしいという居住地に関するものであるが、移転は賛成、しかし落合エリアから来る人にとっては不便だと思うという意見、今の場所は近くて便利であるが多少遠くなくても行くという意見、児童館の場所よりも子どもの友達みんなが行くなら子どもは行くというご意見、場所の問題ではなくリニューアルされることはいいことだと思うというご意見、様々ご意見をいただいたところである。一方、反対のご意見が一番下のところにある。遠くなるので反対、学童クラブの校内化には賛成しているが児童館自体が遠くなるのは反対であるというご意見もあった。

次のスライドであるが、今度は10月6日に豊ヶ丘複合施設の中で豊ヶ丘複合施設整備方針の決定に向けた地域意見交換会を開催させていただいたので、そちらを報告させていただく。こちらは当日の参加者が21名、発言者が11名あったところである。参加いただいた方の年代層は、70代、80代以上の方々がおおむね半数程度を占めていたところである。また、居住地域については豊ヶ丘・貝取・落合が7割程度占めていたところである。

その中でいただいたご意見を17分の8スライド目にご用意させていただいている。面積について小さくしてほしくないというご意見、子どもに関連して児童館をなくすということであるが子どもを見守る職員が必要というご意見、あと機能については、お風呂がなくなるのは困るというご意見、また進め方については、6月議会に出させていただいた後11月に決定するという案もあったわけであるが拙速ではないかというご意見、様々いただいた。

ただ、いただいたご意見は次の基本計画の段階で検討

するような面積や機能に関する内容が多く、豊ヶ丘複合施設整備方針そのものに対しては大きな反対はなかったと、我々としては捉えているところである。

次の17分の9スライド目のご説明をさせていただく。今後の中長期スケジュールである。今年度整備方針をこの後決定させていただいた上で、来年度からは基本計画の検討に入っていきたいと思っている。その後、基本・実施設計、解体工事、建て替え工事という段取りで進めていきたいと考えているところである。

ここまでが豊ヶ丘複合施設の整備の関係の進捗状況であり、次の17分の10スライド目からは東寺方複合施設に関する説明をさせていただく。9月議会以降、10月12日に東寺方複合施設に関する地域意見交換会を開催させていただいた。また児童館のあり方に関する説明会や意見聴取もさせていただいたので、その関係でこの後ご説明をさせていただく。

17分の11スライド目が地域意見交換会の開催状況である。参加者は36名の方がおられ、11人からご発言をいただいた。年代層については、こちらも同じように70代、80代以上の方が全体の半数以上を占めていた。また居住地域については、東寺方、和田、落合、桜ヶ丘、既存地域の方々が多かったという状況である。

その中で、私から説明をさせていただいたが、今後の進め方として17分の12スライド目でまとめている。周辺一帯を面として捉え、地域の皆さんにとって必要な機能を整理していきたいと考えている。その機能を実現するために、この東寺方複合施設を改修すべきなのか、建て替えすべきなのか等の基本的な整備の方向性を検討させていただき、それらを整備方針としてまとめていきたいと考えているところである。そのために今後対話を通じて、令和7年度までで計6回～7回程度の話し合いを、ワークショップも含む形で考えているが、開催していきたいというところで、対話を再開して地域と協議していきたいと考えている。

この地域意見交換会の中でいただいたご意見については、17分の13スライド目でまとめさせていただいている。各機能や施設について、例えば図書館はなくなってしまうのか、児童館がなくなるのは困る等、様々ご意見をいただいた。また進め方についてもご意見をいただいた。我々多くの意見をいただいたが、今後対話を再開して地域と協議を進めていく点については反対意見はなかったものと捉えている。

次に、児童館のあり方に関する説明会・意見聴取、こ

れを9月以降の東寺方児童館に関連する動きとしてまとめさせていただいた表である。こちらは9件ある。9月8日から東寺方児童館で開催し、さらに各児童館、こちらはほかの児童館も含めて子どもに声かけをして説明してご意見をいただくというような形の手続をしている。また、東寺方小学校、多摩第二小学校、ベルブ永山や再度東寺方小学校、様々説明をしてご意見をいただく機会を設けているところである。意見はまだ集計中で、最後は11月30日にも開催させていただいたが、まだ資料が整っていないところであるので、まだ集計中とさせていただいている。

東寺方複合施設に関する今後の進め方であるが、今年度地域意見交換会、児童館のあり方説明会・意見聴取をさせていただき、今年度の終わりぐらいから来年度にかけて整備方針の検討を進めていきたいと考えている。その後、改修計画、建て替え計画、まだ決まっていないが基本計画的なものを整備させていただき、その後設計に進んでいきたいと思っている。

次の17分の16スライド目であるが、コミュニティ施設のあり方と児童館のあり方を同時並行して素案を出させていただき、庁内でも議論をさせていただいているところである。それらと複合施設整備の関係性についてまとめた表である。こちら最上位には「公共施設の見直し方針と行動プログラム」、次期「(仮称)アセットマネジメント計画」につながっていくものと捉えているが、それが最上位にあり、その中で今後の施設のあり方に関する基本的な考え方としてコミュニティ施設のあり方や児童館のあり方があり、それらを豊ヶ丘複合施設や東寺方複合施設を整備する際の基本的な考え方として捉えているところである。豊ヶ丘複合施設については今年度整備方針を固め、今後基本計画や設計工事に入っていきたい、東寺方複合施設についてはまだそこまで及んでいないので、今後地域と対話しながら合意形成を通じて整備方針の検討、さらにはその先の基本計画の検討に進んでいきたいと考えているところである。

最後、17分の17スライド目で、今年度のこれまでの経過と今後の進め方について、スケジュールを表にまとめさせていただいている。中央のところ、10月8日～11月6日、コミュニティ施設のあり方、児童館のあり方についてパブリックコメントを取らせていただいた。30日以内に結果を公表することという条例施行規則があるので、そちらに基づいて12月6日までに結果についてウェブで公表しているところである。今後、それらも含めて、ま

た児童館のあり方説明会等の意見も踏まえて、庁内で協議・検討を進め、コミュニティ施設のあり方、児童館のあり方、また豊ヶ丘複合施設の整備方針について、1月までを予定しているが協議・決定をしていきたいと考えているところである。それらを受けて、3月議会で議会への結果報告や当初予算の審議をいただきたいと考えていると同時に、早ければ3月中旬以降に東寺方複合施設に関する整備の方針を検討する会議を開催していきたいと検討しているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 老人福祉館をコミュニティ施設に造り替えるというところで質問をさせていただきたいと思う。老人福祉館をコミュニティ施設に造り替える理由としては、たくさんの人たちに施設を利用してほしいというところがあると思うが、その中で今現在老人福祉館はご高齢の方に対しては無料で使っていた施設になると思うが、造り替えられてしまったコミュニティセンター、コミュニティ会館になってしまうと、これまで無料で利用されていたご高齢の方もある程度の規定のお金を払わなければ利用することができないことになってしまう。そうなってしまうと、これまで老人福祉館でサークル活動などを行っていた方たちの利用控えが起こってしまうのではないかと考えている。老人福祉館のことは老人福祉法にも定められていることで、このことに関してはいち委員も一般質問で言われていたが、この点について改めてご意見をお聞かせいただけないかと思う。

○田島協創推進室長 今いただいたように基本的な大きな考え方として、先ほども資料の中で述べたが、限られた公共施設をいろいろな世代の方がシェアできるような方向に持っていきたいと思っている。7月の全体説明会でも市長から申し述べたが、公共施設の未来という形で今考え方をまとめているところであるので、そちらについては今つくっている次の計画の中でお示しをしていきたいと思っている。今いただいたように、基本的には今回のこのコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針の中で、今現在は3つの老人福祉館があるが、そういった特定の世代の方、老人福祉館はおおむね60歳以上の方向けの施設であるので、そういった施設については今後世代を問わず広く利用可能なコミュニティ施設、具体的にはコミュニティセンターかコミュニティ会館に転換をしていきたいと思っている。そうなってくると、今いただいたように基本老人福祉館は無料施設であるが、

コミュニティセンター、コミュニティ会館は基本的に有料となるので、一定の費用負担をいただくことになると考えている。今まで関戸・一ノ宮コミュニティセンターについても以前は老人福祉館であった。また連光寺についても令和4年6月に老人福祉館からコミュニティ会館に転用・転換した施設であるので、そういった経過も踏まえながら、今実際に老人福祉館を使っていたいただいているのは老人クラブの方がメインになっているので、今後の利用のあり方等については、今実際に使っていたいただいている老人クラブの皆さんともご相談をしながら、今後転換した後の施設のあり方については基本計画等で実際の機能・施設のあり方等について詰めていくことになるから、そちらの中で検討していきたいと思っている。

○上杉委員 ぜひともいい方向に検討していただければと思う。ご高齢者の方については、全額無料とはいかなくてもある程度の金額の減免、あるいは優先的に施設の予約ができるように計画の中に反映していただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 高齢者福祉の面についてはただいま上杉委員からお話があったので、私からは2点、今回の進捗状況についての協議案件は、大きく分けて2つの観点での問題というか焦点があるかと思っている。一つは東寺方にせよ豊ヶ丘にせよ、市民合意を経てどのような新たな施設、新たに皆さんが利用してくださる施設に生まれ変わらせていくかということ、合意形成の部分であるが、これは協創推進室長がおられることから明らかなように、市民とどのようにまちづくりをやっていくかという多摩市の大きな方向性に関わるものかと思っている。もう一つは、豊ヶ丘も児童館移転があるが、東寺方に関しては、地域の受け止めは移転というよりも移動児童館ということであるが、愛宕に統合されてしまうと。東寺方はもう足場がなくなるというところでの様々なハレーションかと思っている。まず市民合意の点であるが、先ほどのご報告にもあったとおり、特に今回のコミュニティ施設の今後のあり方、また児童館の今後のあり方ということでパブリックコメントを取られている。それを私はまだざっくりとしか見ていないが、特に東寺方の児童館の今後に関しては拙速に進めないでほしい、また残してほしいという意見が非常に多いかと思う。それに対する市側の答えを拝見すると、いろいろ意見は聞いたが結論はもう出ていると取られかねないようなところがあり、東寺方が今後どのようになるかということ、豊ヶ丘もそ

うであるが、そこに対して市民意見はどのぐらい反映できるのか、あるいは地域との協議を進めていくところにも書かれているが、それはどの程度市民が関わってつくっていただけるものなのかをお尋ねしたい。

○萩野資産活用担当課長 2つの質問があり、合意形成の話と東寺方の話の2件に分けてご質問いただいていると思うが、両方一括しての回答になってしまうかもしれないが、ご容赦願う。

児童館のあり方についてというところでご質問をいただいた。市民との合意形成、これは豊ヶ丘も同じであるが、対話を通じて合意形成を図っていきたいというのはこれまでも、そして今後も変わらないものと捉えている。

また、児童館のあり方に関して言うと、今回も特に東寺方地域、豊ヶ丘地域でも説明をさせていただいたが、東寺方地域、和田の多摩第二小学校地域も含めてであるが、様々ご説明をさせていただいてご意見をいただいているところである。ご不安の声もあると感じているところは確かに我々も認識をしている。ただ、これまでと同じような児童館というかっちりした形が東寺方複合施設の中に必要なかということ、そこまでは必要ないのではないかというご意見も多々いただいているところである。コミュニティ施設の中にどのような機能を設けるのかということ、まだまだこれから市民と話し合いをしながら決めていこうと考えているが、豊ヶ丘の整備方針の素案として出させていただいている中では、コミュニティ施設の中で例えば貸し室やフリースペースを設けていくと豊ヶ丘ではご説明をしている。東寺方の話は今後詰めていくが、例えばフリースペースのようなところで児童がいてお話をしながら遊べる場所があってもいいのではないかという視点も踏まえて、パブリックコメントでは書かせていただいているところである。したがって、市が決定してもう決まっているのではないかというご意見をいただいたが、そのようなことはなく、今後も市民の方の意見もいただきながら、直近でも様々いただいている中で、それらの意見もうまく考慮しながら検討しているところとお捉えいただければと思う。

○いちち委員 今回豊ヶ丘、東寺方の整備に向けた進捗状況が1項目にまとまっているが、これ非常に多岐な内容を含むので、一つ一つやっていったら本当に時間がすごくかかってしまうような問題だと思う。特に市民との合意形成のところに絞ると、そういつてもかなり難しいことであることは私もわかる。特に豊ヶ丘のやり取りは私もかなりその目で見えてきた。ここにあるだけ、資料の

中だけ見ても、例えば近くになってうれしい、遠くなるから反対である、お風呂を残してほしい、要らないのではないか、個々で見れば相対する意見というのはたくさんあるわけである。そこを市民合意というときに、私が思うのは、地域の皆さん一人ひとりの意見と行政側が相対する形ではなく、まずは市民の皆さんの中でAの意見もあればBの意見もあるといったところの合意をつくる。ここでこういった話し合いに慣れていない方もおられる、意見も様々難しいことではあるが、今後進めていくときに市民対行政で、こう言った、それに対して行政がイエス・ノーって答えるのは、聞いてもらえなかったということでもどうしてもどこかに不満が残る。そうではなく、皆さんが主体として合意をつくる、そこに対して行政は、市の現状は地域の問題や財政の問題、いろいろあると思う。そこを本当の意味でお互いが出し合って一つの土俵の中で話し合うこと、豊ヶ丘でもある程度は進んだと思うが、途中でコロナ禍もあったりして、いろいろ失速した面もあったかと思う。そこを今後東寺方で特に進めていくときに、今も児童館に対して様々な意見があるが、このところでうまく着陸地点を探すためには、これまで以上に市民合意の形成というところに行政側も神経を使っていただく必要があると思っている。このことに関してもしご意見をいただければ伺って終わりたいと思う。

○田島協創推進室長 市民合意の形成ということであるので、協創推進室からお答えしたいと思う。

今いただいたように豊ヶ丘と東寺方、ほかに諏訪も入っているが、これまでの経過がかなり異なっている。特に豊ヶ丘についてはコロナ禍前からずっと市民の方とのいろいろな話し合いの場を設けてきた。ここでやっと整備方針である。整備方針についてはあまり細かいところまで決めていないので、今回建て替えていきたいと思っているが、建て替えた後に必要な機能についてどのようなものがあるかまでをメニューとして入れている段階であるので、今後この機能を実際に実現していくためにどういった施設の内容にするか、特に運営の仕方等についてこれから話し合いをしていきたいと思っている。話し合いをしていった上で、今回整備をするための整備計画基本計画のようなものをつくっていききたいと思っている。

来年度から基本計画をつくっていく段階にこれから豊ヶ丘は移っていくが、その中では外部委託も入れながら、私としては協創推進室であるので特にハードよりもソフトのほうが重要かと思っているし、コミュニティ会館に

していく予定であるが、運営のあり方等について市民の方とこれから合意をしていかなければいけない段階かと思っている。市民の方は利用者であり、コミュニティセンターなどは運営協議会に運営もいただいているが、運営者の側にも立っていただけるような、地域の中での新たな施設を運営していく上での応援団というか、基本的にはコミュニティセンターではないので運営協議会をつくるところにまでは至らないかと思っているが、コミュニティ会館であってもいろいろ応援していただける、市がサービスを提供して市民の方が利用されるといった施設でない施設にしていきたいと思っている。この運営方法等の合意をしていくことは、今、委員からもいただいたように非常に重要な場面かと思っているので、そちらについて令和7年度・8年度、今後基本計画をつくっていく段階になると行政管理課から協創推進室に所管は変わってくるので、これまでのエリアミーティング等で培ってきた合意形成のスキル手法等も入れながら今回当たっていききたいと思っている。次の東寺方は、豊ヶ丘で今現在決めようとしている整備方針という施設の大きな方向性についてを検討していく段階に令和6年度末から入ってくるので、豊ヶ丘については行政管理課主体であったが、この東寺方については整備方針をつくる段階においても自治会、また存続を考える会等これまで関わっていただいた方を含めて協創推進室、また各関連する所管についても一緒に入っていくながら検討を進めていきたいと思っている。

○いぢち委員 非常に丁寧にお答えをいただいた。私は、この市民協創ということは、ある意味で市民と行政との信頼関係をつくっていくことだと思う。それがなければおそらく協創は進まないし、様々な取り組みを通して市民の側に、この市民のAの意見は取り入れられた、Bはだめだったというようなレベルに落ちてしまうと、落ちるとあえて言うが、そこに関わった人がある意味幻滅してしまうというか、もうそのようなことに関わるのはやめようという結果になったら一番つまらないと思っている。したがって、そういう意味では豊ヶ丘の問題も、東寺方、愛宕、そして諏訪のことも出た。そういったところは本当に大事な一つのケーススタディーとして、これから様々に進めていかなければいけない市民協創の方向性をある程度位置づけるものにもなるかと思う。そういった中で、再三言うが市民との合意形成と一言で言っても本当に難しいことかというのは私も重々承知している。その上で、そこをこのに進める手続を丁寧に大事

にやっていただきたいという希望を申し上げる。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。三階委員。

○三階委員 この豊ヶ丘と東寺方の施設もなかなか大変だと思った。私も近くに住んでないので東寺方の状況等詳しくはわからないが、豊ヶ丘の複合施設は私の家のすぐ近くであるので状況はかなりわかっていて説明会にも何度か出させていただいた。ただ、私は思っているというか、今の複合施設はいろいろあって幾つか入っているが、基本的には登録をして利用するというので、私も登録しているが、登録などをしないとなかなか使えない。ということは、ある特定の方たちしか今のところ使えていないかと思っている。図書館は別である。図書館は誰でも行ってよいが、ほかの施設だと、どうしても利用者の方が限られていると思っている。

ほとんど利用していない方がはっきり言って多いのではないかと思う。そうなるとうち利用者の方の声がやはり大きくなっていると私も見て思っているわけであるが、ほかの利用されていない方はどちらかというあまり知らないし、興味がないような方が非常に多くいると思う。市はいろいろ一生懸命市民の声を聞いているが、状況を把握して意見などを聞いているのかどうか、そこら辺をまずお聞きしたい。

○萩野資産活用担当課長 利用していない方のご意見を聞いているのかというご質問をいただいた。近隣のすぐ横の八角堂さんや「とよよん」さん、「とよよん」さんはもうないが、様々な機会を通じてお話をしてお意見をいただくような場を設けている。また、特に利用していない方の意見ということでは、今回オープンハウスを開催させていただいた。図書館前を通行する方にこちらから積極的に声をかけて、施設に来ない方も含めてお声をいただくということで今回取り組みをさせていただいた。したがって、我々としても利用者以外の方からも意見をいただきたいというところは一つの課題だと捉えているので、今回そのような取り組みをさせていただいているところである。

○三階委員 厳しい状況の中、これだけ税金を投入するわけである。その点で、より多くの市民・地域の方が使えるような施設にしないと、逆に何でこういう使えない施設を建てたのだとなると、やはり不満が出てくると思う。できればこの地域の特性、そのような幅広い皆さんが利用できるような施設ということをまずは念頭に置きながら進めていただきたいと思う。

また少し具体的なことになってしまうが、児童館移転

に伴って学童クラブも学校の中に移動するようなビジョンが見えてきたが、実際地域の豊ヶ丘小学校の保護者の方からいつ頃来るのだというような声が出てきて、まだ具体的にそこまで決まっているのかどうかかわからないが、その点をお伺いしたいと思う。

○石山児童青少年課長 豊ヶ丘小学校の中に学童クラブの校内化を今現在目指している。具体的には来年度に工事なり何なりを行っていかないと、空間の整備や設備の整備があるのでそういったものを順次進めていきたいと考えているが、今現在消防や建築指導事務所等と様々な相談をやっている段階で、検討を進めているというところまでしかお話ができない。

○三階委員 まだわからないところもあると思うが、ある程度決まると保護者の方たちは1年1年変わってくるので、なるべくわかった時点でお知らせいただきたいと思っている。

それともう一つ、これはまた別であるが、今のところこの複合施設が同年代に建ったのは豊ヶ丘と東寺方であるが、もう一つ諏訪があると思う。先ほど少し出てきたが、そこら辺の整備についてはどうなっているのかというのがあるが、その点は考えているのか。わかるところまでよい。

○田島協創推進室長 言われるように、今複合施設と言われている館、いろいろな機能が一つの館の中に入っている館として豊ヶ丘と東寺方と諏訪がある。東寺方と豊ヶ丘は基本的に同じ機能が入っており、老人福祉館、地区市民ホールは私ども協創推進室の所管、あと図書館と児童館になっているが、諏訪については、以前は図書館が入っていたが、ベルブ永山に永山図書館ができたところで図書館機能がなくなり、諏訪複合施設は老人福祉館、地区市民ホールのみとなっているので、私ども協創推進室の施設だけが入っている。こちらについても昭和54年の建設であり、かなり建築年次もたっているし、また耐震診断をやったところI s値がかなり低い値が出ていて早急な対応が必要な施設となっているので、今回のコミュニティ施設のあり方の基本方針の中でも、それについては早急に仮の施設に移転をした上で、当面は地区市民ホールとして運営していきたいということを出している。ご案内のとおり諏訪4丁目にこちらは建っているが、諏訪4丁目・5丁目は都営住宅の建て替えが始まっているし、また隣接している永山4丁目でもUR都市機構の団地再生事業がこれからスタートする予定であり、周辺環境がこの何年かでかなり大きく変わることが予測され

ているので、一度仮の施設に移りたいと思っているが、その後周辺の環境整備の中で新たな施設をコミュニティセンターにするかコミュニティ会館にするかについては今後の検討であるが、ある程度この周辺環境の変化の中で新施設を整備していきたいと、所管としては今検討を考えているところである。

○三階委員 豊ヶ丘と東寺方がある程度進むと、こっちはどうなっているのかという声が間違いなく出ると思うので、その点もしっかり検討して進めていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 東寺方の児童館のことについて1点だけ質問させていただきたいと思う。ここのところで保護者や地域の方に対して説明会をたくさん行っているが、私たち日本共産党の多摩市議団としても地域の方からたくさんご意見を伺っており、その中でやはり東寺方児童館がなくなってしまうのは不安だという声をいただいている。先ほどこち委員から市民合意というところでお話があったが、統一した市民合意を得るのは本当に難しいことだとは思いますが、しかしながら、この地域に根を張った児童館でもあるので、この地域の方に対してしっかりとした説明を行ってほしいと思う。今後ともそのような取り組みを行うのかについてお聞きしたいと思う。

○石山児童青少年課長 今のご質問に関してであるが、我々6月から11月30日までの間、かなりの回数、機会を設けてお話・意見交換をしてきたつもりである。その中でも、逆に1か月前から周知していたにもかかわらず、来場された方、来ていただいた方が少ない会もあった。そういった中でいろいろな意見をいただいた。先ほども申し上げたとおり、今意見の部分についてまとめたり、それに対する検討もしている段階である。我々としては、回数としては20回以上行ったわけであり、これ以上意見交換の場を設けるといよりは、次のステージに進んだところで、また必要があれば児童館の部分についての意見交換の場を設けていきたいと考えている。

○上杉委員 パブリックコメントなども始まっているわけであるが、パブリックコメントだとどうしても回答する人が限られてくると思う。それで、今多摩市もSNSをやっているのですが、そちらでも意見を聞いてほしいということをお願いしたいと思うが、いかがか。

○石山児童青少年課長 我々児童館については、児童館を利用していただいているお子さんとその子どもの保護者がメインのターゲットになってくると思う。児童館で

も日々お話としては伺えるので、もしご意見があれば、児童館で話しかけていただけたら十分日々意見を拾えるかと思っている。ここから先の部分についてももしそういったことがあれば、SNSというよりはフェイス・ブック・フェイスで児童館に意見を寄せていただけたらうれしいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時17分休憩

午後1時20分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項の4番目、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しに向けた検討と審議会開催についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 協議会の案件の4番目である。

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しに向けた検討と審議会開催についてということで、資料を2つつきさせていただいているが、A4横判の初めのほうの資料をお開きいただき、こちらの資料については前回9月の本協議会で説明させていただいた内容の抜粋と一部直しているものであるので、説明は簡単にさせていただきます。

使用料の基本方針の見直しに向けた検討を進めるということで審議会を開催していくことを前回報告させていただいた。審議会については、11月28日に第1回を開かせていただき、今議論を開始したところである。

資料2ページ目のところは、前回と同様の資料で、これまでの経緯である。基本方針については現在8年に一度見直しを行う、それに基づいた公共施設の使用料については4年に一度の見直しというスケジュールで今考えているところである。

続いて3枚目であるが、使用料等審議会委員について、前回はここにまだ名前が入っていなかったが、委員の皆さんが決まったということで役職、ご氏名を入れさせていただいた資料となっている。本委員の皆様については、市公式ホームページ等でも公開させていただいている。まだ前回の資料等のアップはしていないが、今後情報共有を進めながら進めていきたいと思っている。

4枚目、使用料等審議会の進め方ということで、11月28日第1回のところで諮問をさせていただいた。諮問の方法としては、ゼロベースで基本方針をつくっていただくのではなく、これまで積み上げてきた本市の基本方針に今回少し改定を加えていくというところで改定のポイントを事務局からお示ししながらご議論をいただくということで、第1回の審議会については、おおむね市側の今の考え方、これまでの考え方をご説明させていただいて終えているところである。第2回以降に具体的な論点を絞ってご議論をいただいた上で、できれば年度内の答申をいただきたいと考えている。

最後のページについても前回とほぼ同じ資料で、本日は12月議会での常任委員会への報告となるが、来年度の上半期中に基本方針を改定、それから新たな施設使用料を設定し、条例については令和8年9月議会での条例改正等を考えているところである。簡単であるが、こちらについての説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑あるか。上杉委員。

○上杉委員 公共施設の使用料金であるが、今後どのように市としては変えようという方針があるのか、まだこれから話し合いが行われると思うが、その方針だけでも教えていただけないかと思う。

○大島行政管理課長 基本的にはこれまで3本の柱ということで、利用者負担の原則、共通的な算定ルールの確立、また無料減免規定の見直しといったところで定めさせていただいた。このあたりの基本的なところは変えずに、より柔軟な利用料金の設定が個別の施設ごとに行えるような形に変えていきたい。共通的な算定ルールはありつつも、市外料金、また営利の方のものについても一定程度市民の方が利用されない範囲の中で認めていくといったところを使用料等の基本方針の中で定めていきたいと考えている。使用料については、基本的にはこれまで整理してきたとおり、一定程度税での負担もしながら利用される方にも負担をしていただくという形で引き続き進めていきたいと考えている。そういった中で、公共施設の維持管理に係る経費が今少し上がってきている状況もあるので、今後利用される市民の皆さんの負担増も一定程度あるかといったところであるが、まずは基本方針の考え方を整理させていただいた上で施設の使用料を算定していきたいと考えている。

○上杉委員 多摩市も26年前は公共施設を利用する際に無料で使っていたと聞いている。今現在もこの近隣だと

稲城市など無料で公共施設を使えるところがあると思う。

今多摩市が行っている利用者に対するの受益者負担というか、それを市民に対して押しつけるのはあまり納得できないと思っているところである。ぜひとも値上げをせず、せめてこのままの利用料金を求めていただければと思っているところである。

○大島行政管理課長 利用される方にとって負担があまりにも過大になり過ぎないようにといった配慮は必要だと考えている。現在の基本方針の中でも、あまりにも急激な改定があった場合には一定程度抑えるような利用料の算定の仕組みとなっている。一方で、利用される方が負担するのはいかななものかといったご意見かと思うが、利用される方が負担しない場合は利用しない人が負担する税負担となるので、そちらを利用されない方がどう納得されるのかも考えている。これまでの議論の積み重ねの中では、一定程度利用される方にも負担していただくことを多摩市の方向性として定めさせていただいている。他市において、稲城市さんというお話あったが、稲城市さんでも全ての公共施設が無料ではなく、施設使用料をいただきながら運営している施設も中にはある。他市と必ず同じにならなければいけないこともないし、その施設の性格によって、先ほど老人福祉館の議論などもあったが、施設としてこの施設はそれほどいただかなくてもいい、また無料でもいいといった施設も中にはあるかと思うが、そういった施設ごとの考え方も定めながら使用料を定めさせていただければと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議事項の5番目、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○大島DX推進担当課長 ここからは情報政策課で進めさせていただいている多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、常任委員会のたびに同じような内容でご説明させていただいているが、今回もまた法改正に伴って市の条例を改正する必要が生じているところのご報告とさせていただきます。

今回については、資料をご覧いただいて、改正の趣旨として大きく2点書かれているが、基本的には同じよう

な内容で、1つ目が、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律によって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー利用法が改正されたところでそれに伴うもの、併せて情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためデジタル社会形成基本法も改正が行われているので、こちらの改正内容を条例に反映させるところである。

今回新旧対照表を載せていなかったが、どのような改正があるかであるが、多摩市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の中で、第2条第2号は項ずれへの対応で、第8項が第9項にずれたところを予定している。また、先ほどの子ども・子育て支援法の改正等の中で、情報連携、マイナンバーを使う業務が新たに加わっているところで別表中の文言が修正になっている。具体的には、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付という言葉が加わっている。こういった業務についてもマイナンバーの情報連携が可能になるという法改正が行われたことに基づいて市の条例を改正するところである。

今後のスケジュールであるが、今回ここでご説明させていただき、次回、令和7年第1回定例会において条例の改正を提案する予定となっている。その際にはもう少し細かい新旧対照表等もつけてご説明をさせていただければと思う。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6番、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について(報告)を議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、企画政策部のうち私の担当事務の案件についてご説明させていただきます。

まず協議会案件の6件目、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況についてご報告をさせていただきます。詳細については加藤情報政策課長からご説明申し上げます。

○加藤情報政策課長 「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について報告をさせていただきます。

まずは1、概要について。本件は令和3年9月に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、政令で指定された地方公共団体における基幹業務20業務において、令和7年度末までに各省庁が作成する統一的な標準仕様書に基づき、情報システムを改修・公開し、住民向けの各種手続のより円滑な遂行を実施し、ひいては住民サービスの質の向上を図ることを目的とした事業である。

続いて、2の多摩市の進捗状況についてご説明をさせていただきます。令和3年度の標準化法の施行を受けて、令和3年度から対象の20業務について各業務所管とも情報提供・共有を行い、体制整備を進めてきた。令和4年度には標準化・共通化に関する各課への説明会等を実施しつつ、現行の業務等について新たな業務標準仕様書に基づく再確認を実施した。令和5年度には標準準拠システムの移行が可能な事業者についての確認を行うために情報提供を依頼するRFIを実施した。令和6年度、契約及び移行に向けて現在事業者等と対応を今年度進めているところである。(2)の詳細のスケジュールに関して、標準化対象20業務に係るシステム対応スケジュールというところ、ページをおめくりいただいて、別紙をご確認いただければと思う。

対象となるシステムが大きく8システムあり、うち2システム、介護保険システム、学務システムに関しては10月のところでも皆様向けにご報告をさせていただいたが、令和7年度末までの対応が難しい状況で未定という予定を入れさせていただいているところである。残り6システムのうち、戸籍総合システムと住民情報システムの2システムに関しては、現時点で契約済みで、令和7年度末までの対応を予定している。今年度中に保育システムに関しても契約予定で、こちらに関しても令和7年度末までの対応を予定している。残り3システム、福祉総合システム、健康管理システム、投票管理システムに関しては、12月補正予算でも債務負担行為を上程させていただき、今年度から契約準備行為を開始し、令和7年度4月に契約し、それも令和7年度末までに対応を完了する予定である。

またお戻りいただいて、3番の移行困難システムに対する対応のご報告をさせていただきます。10月18日、先ほども情報提供をさせていただいたというお話をしたとおり介護保険システムと学務システムについては令和7年度末までの移行が難しいというところで、課題としては、以下記載のとおりであるが、令和8年度以降の対応にな

ることがあった場合に、標準準拠システムの移行の経費については原則として今のところ10分の10で国庫補助の対象となるが、令和8年度以降の対応になる場合にはその対象外になってしまうようなところ、次に、2番目、過渡期の連携に係る経費は、現行システムを継続して使い続けるものと標準準拠システムに移行するもの間の連携の部分の改修については自治体側で負担をしなければならぬというところ、3点目、移行時期は令和7年度末をめどにしていたのがどこまで伸びてしまうのかといったところも含めて、事業者の選定等も含めた再調整が必要になるということが今のところ課題となっている。現状RFIの結果に基づく標準準拠システムへの移行の対応をお願いする予定としていた現行事業者に対して、令和10年度以降の対応となる旨のお話はいただいているところで、ほかに対応可能な事業者がない状況である。

そうした状況も踏まえて、今後国や東京都とも連携しつつ、事業者選定を含め少しでも早期に標準準拠システムへの移行も含めて対応を進めていきたいと考えている。併せて、先ほどの課題にもあった補助金が認められない等もあるので、移行期限や補助金の考え方の見直しについて、東京都等も通じて国に対して要望しているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 今回移行困難システムがあるということであるが、報道を見ると多摩市に限らず標準化のスケジュールが大幅に遅れていて、スケジュールどおりやれるところは自治体の3割などという報道もある。根本的にどうしてそういうことになってしまうのかということと、特に多摩市の場合は介護保険システムと学務システムが移行できないということでは、ほかに足並みがそろわないわけであるが、その2システムはついてこれないとしても、ほかのシステムにそのことは全く影響がないのかどうか、この2点について伺う。

○加藤情報政策課長 1点目のご質問の今の対応状況の中で、全国的な状況においては、現時点ではまだ国等で調査を実施しているところで、現時点での明確な状況は把握できないが、令和5年3月時点の調査の内容については公表されており、その時点で171自治体が移行困難になるという発表がされている。現時点ではまだ調査中で詳細がわからない。

後段の介護保険システムと学務システムが移行困難になることによるほかのシステムへの影響に関しては、先

ほどお伝えをさせていただいた過渡期の連携については影響が少なからず出る可能性があると考えている。

○いぢち委員 その影響はやはり気になるところで、例えばあと2システムがきちんとメニューに乗ってやれるようになるまでは全体を動かさないほうがよいのか、それとも困難あるいは何らかのミスというか不具合が予想されるとしても動かせるものだけを動かしたほうがよいのか、その判断はどのようになっているのか。

○加藤情報政策課長 移行が難しいシステムに合わせてほかのシステムに関しても移行時期を遅らせるのかに関してのご質問であるが、移行できるシステムに関しては早期に移行することで運用に関しても市側で運用方法等蓄積ができるので、早めに移行するほうが効率的な部分もあると考えている。したがって、それに合わせてスケジュールを遅らせるようなことは現時点では考えていない。

○鈴木企画政策部長 補足させていただくと、標準準拠システムに移行すると、年に2回仕様書の変更がある。それに伴い自動的にベンダーが国から示されたものに合わせてやってくれる。我々のほうでのいわゆるカスタマイズ等がないので、指示をする必要がない。あと制度改正についても自動的に反映される場所がある。ある意味、国の制度改正もその時期に合わせて実施していただければ、改めて発注することもなく、標準仕様書の中の範囲での対応となるので、そういった面でメリットが出てくるかとは思っている。いずれにしても、今そういった中では、まずは標準準拠システムにきちんと移行することでいわゆる標準化のメリットを享受できるシステムは享受していくということで進めていきたいと考えている。

○いぢち委員 素人考えで、例えば福祉総合システムは稼働している、ところが介護保険というのはまさに福祉の大事な一部門であるが、そのところは始められないということである。そのことで本当に何か不具合が、特に介護の部分はこれまでどおりということでは切り離せるならよいが、何らかの全体的な不都合が出ないのかという心配があるのが一つ、それから少し別の質問になるが、DXはこれで終わるわけではなく続いていくので、今ガバメントクラウドに関して各自治体で例えば外部から技術的な知見のある職員をとということが全国でいろいろ検討されていると思うが、そういった点について多摩市の場合はどうに対応しているのか、この2つをお伺いする。

○加藤情報政策課長 1点目のご質問の介護保険システムのように移行が難しいシステムと現行システムとの連携の部分に関しては、十分に検証しながら確認を進めつつ不都合が生じないようにという形で確実に進めていきたいと考えている。

後段のガバメントクラウド等に関する、外部の有識者というか見識のある職員等についての活用という部分なのかと思うが、そこに関しては、検討はしているものの、具体的にこういう形でというような方向性は今のところはないところである。

○鈴木企画政策部長 実際に今我々の課題としては、どうしても専門的な知識、東京都などではこの分野に関してICT職ということで技術職として採用しているという一面もある。私どもも情報政策課の職員は民間企業でそういった経験を持ってきた職員ということでかなり在籍年数も長くやっており、いわゆる専門性が問われる部署という形になっている。ICTの技術も発達している中では、単純にSEと言ってもいろいろな分野のSEさんがいたりして、1人の方を雇えば様々なことがオールマイティでできるというわけではないので、我々の課題になっている部分に関してお手伝いをしてくれる方ということでお願いしていくのが一番いいだろうと今考えている。ガブテック東京に人材の紹介制度があるので状況に応じてそういった制度を活用しながら、場合によっては特定任期職員という制度もあるが、他の東京都内の自治体では会計年度任用職員の仕組みを活用しながらやっている自治体もある。私どももそういった様々な任用の仕方を活用しながら技術的な支援をいただいくことを今のところ検討はしているので、必要に応じてまた議会にもご報告させていただきたいと考えている。

○いぢち委員 特に今、言ってみればある程度急激に、またかなりの量のDXを進めなければいけない中で、私はそういった民間からの登用等に反対するものではない。ただ、当分はそれでよくても、長期的に見たときに多摩市の職員としてプロパーの人を多摩市の人材としてずっと働いてもらうという方向で長期的には考えていただきたい。様々な会計任用職員制度にも言及があった。そのことも否定はしないが、今必要なものと、長期的なこれからはずっと続くデジタル行政に対して多摩市として人材を育てるということと、二段階で考えてもらいたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 先ほど企画政策部長から、標準準拠システ

ムに移行することで国からカスタマイズとかそういったものが全て行われるということで説明があったが、そうになってしまうと国の指示することしかできなくなってしまふ。これは小林委員長もこの前の一般質問で質問されたことであるが、そういったことにつながってしまうのではないかとやはり懸念されているところである。今後の対応として、少しでも早期に標準準拠システムへ移行できるように対応を進めていくと書いてあるが、そのような問題が内在している中で、少し慎重に考えてほしいということで質問させていただいたが、いかがか。

○鈴木企画政策部長 標準準拠システムの説明が足りなかった部分があるが、あくまで国が定めた標準仕様の中の変更についての話になる。一般質問の中でもお答えしたが、標準仕様に入っていない各自治体独自のシステムの機能の部分については、私どもが単独でその機能を運営していく必要がある。したがって、実際に今標準化の対象業務システムの中には、標準仕様書に盛り込まれない機能もある。それについては必要なシステム機能であるので、別建てでシステムを改めて作り、それに対応していくという方向で今進めているので、いわゆる国の標準仕様書に入っていないからといって私どもはその業務をやらないということではないので、その点は、今回の一般質問でもお答えした内容と同じように、きちんと継続をさせていただくことになる。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項7番、地方創生臨時交付金の実績報告(令和5年度)についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 協議会案件7番目の地方創生臨時交付金の実績報告(令和5年度)についてご報告させていただく。本件については、国の交付金の要綱の中で実績報告をきちんとまとめて議会やホームページ等で公表することになっている。以前からもこちらを議会にご報告させていただいているので、今回令和5年度分の状況についてご報告をさせていただくものである。詳細については赤松財政課長からご説明申し上げる。

○赤松財政課長 まずデータとしては全部で8ページほどあるが、1ページ目をおめぐりいただけるか。令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した実施事業の内容と効果についてご説

明をさせていただければと思う。

2 ページ目の中段のところであるが、令和5年度における実施事業については、皆様ご承知おきの新たに国におけるデフレ完全脱却のための総合経済対策が決定され、それに伴って物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という新たなものが創設されたというところがある。重点支援地方交付金については、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業並びにエネルギー、食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者の方や事業者の方に対しての支援である推奨事業メニューも含めて、ある程度地方公共団体の地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かく実施できるようにということで国から地方公共団体のほうに交付された交付金というところが趣旨としてあった。

令和5年度の交付限度額についてであるが、本市の令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額については、前年度からの繰越しを含めて、金額としては約7億8,289万3,000円の限度額があった。それに対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額については14億4,578万9,000円という形で限度額が示されているところである。

1 ページおめくりいただいて8分の3であるが、各交付金の区分ごとの対象事業費については、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金については、全部で15事業、事業費の決算としては総額で11億3,040万円である。その事業に対して交付金を7億8,289万3,000円充当させていただいた。その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、全部で14事業、事業費の決算としては総額で15億8,829万4,000円という形で事業を組ませていただき、交付金の充当額としては14億4,578万9,000円という形で活用させていただいたところである。

また、区分ごとの事業種別やその経費、取り組み内容の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においては、電気・ガス・食料品の重点支援の交付金が全部で10事業ほどあった。10事業について約5億1,417万9,000円のうち、交付金については2億2,541万5,000円を充てさせていただいたところである。その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についての主なものとしては、低所得の方の支援枠として11億1,727万3,000円を事業費に充当させていただいたところである。

詳細なこちらの区分ごとの取り組み内容については、

8分の5ページをおめくりいただくと、詳細な記載も含めて事業費全体に対して充当額という形で活用させていただいた部分についての記載をさせていただいているので、こちらをご覧くださいと考えている。最終的に事業費全体の充当額については、全部で29事業、事業費の総決算額としては23億8,584万9,000円に対して、地方創生臨時交付金の充当額が22億2,868万2,000円という形で活用させていただいたところである。

続いて6ページ目をお開きいただければと思うが、こちらに予算執行の観点ということで振り返りをさせていただいているが、令和5年度については当初予算編成後に11回ほど補正予算を編成させていただいた。こちらについては、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰の部分において影響を受けた地域経済や市民生活への対策支援にスピード感を持って取り組むということもあったので、速やかに対応させていただいたところがあった。

あと、臨時交付金の活用にあたっては、国への返還が生じた令和4年度の反省を踏まえ、定期的に対象事業の執行状況を確認させていただき、執行管理もしっかりと進めてさせていただいたところである。

効果としては、先ほども申し上げたが、全部で29事業を展開させていただいたところであるが、地域経済や市民生活、物価高騰というところが令和5年度についてもかなりウエート高く取り組みをさせていただいたところがあった。その中でも例えばキャッシュレス決済ポイント事業、予算の執行状況、保育施設・幼稚園、介護施設等への物価高騰支援、エネルギー高騰も含めて一定の支援を行ったというところでは、こちらについては交付金の活用をさせていただいた部分において一定の効果があったと考えているところである。

最終的に効果の検証については、先ほど企画政策部長からも話があったが、きちんと市公式ホームページ等で公開させていただくため、まさに今その準備をさせていただいているところである。

最後のページに、各所管の分析も併せて今回の取り組みについての総括という形でまとめさせていただいているので、こちらも後ほどご覧いただければと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項8番、横浜銀行店舗での収納終了予定についてを議題とする。

○鈴木企画政策部長 協議会案件8番目の横浜銀行店舗での収納終了予定についてである。私どもと会計課と併せてのご報告となるので、詳細については岩本会計課長からご説明申し上げます。

○岩本会計管理者 今回スライドを5枚ほどご用意させていただき、5分の2ページ目からご説明をさせていただく。横浜銀行であるが、令和7年3月31日をもって窓口店舗での収納を終了させていただきたいと思っている。なお、口座振替については従前どおり継続とであるので、あくまで店舗での収納を終了ということと予定させていただいている。

収納を終了する予定についてであるが、横浜銀行さんと交渉やり取りをしていた中で、市民税の特別徴収分の取り扱い手数料が1件当たり330円お支払いいただきたいと言われており、その中でこちらとしては、その辺の応分の負担は厳しいということでお断りをしていたところ、今年の5月末に店舗での収納を取りやめたいということとお話があった。大体費用にして100万円程度年間かかってくる場所があるので、横浜銀行さんのみにそれだけの金額を払うのは厳しいということで終了する予定である。

2点目としては、納付の代替方法が一定程度確保されているということで、指定金融機関である三菱UFJ銀行初めほかの金融機関については今のところ手数料を取っていない状況であるので、そういった観点からも横浜銀行さんにお支払いするのは厳しいということで、今回終了とさせていただく予定である。

続いてスライド5分の3、2、横浜銀行の納付件数についてである。窓口収納全体において1.3%程度であるが、件数としては延べ件数で4,695件ある。納付1件当たりということであるので、人ベースにすると約500人程度の利用かと考えているが、ある程度一定の人数がいることから、影響が少なからずあるかと思う。

続いて5分の4ページ、3、多摩市公金取扱金融機関についてである。表の右下に横浜銀行があり、収納代理金融機関としては継続するが、窓口の収納というところでは撤退されるので、来年の4月1日以降については横浜銀行以外の金融機関でお支払いいただくということをお願いすることになる。

最後に、5分の5ページに今後の予定について記載している。今月12月中において、横浜銀行の店舗とホーム

ページになるかと思うが、店舗とホームページで収納終了の告知をさせていただき、併せて市公式ホームページにも収納終了の旨を掲載する予定である。年度内のうちに納付書から横浜銀行の名称の記載の削除等の所定の処理を行い、3月末をもって店舗での収納終了という予定にさせていただこうと思っている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の9番、令和7年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 令和7年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等についてということで、表題のとおり令和7年度の労務報酬下限額についてここで決定させていただいたので、経過を含めて簡単に説明させていただく。

○横倉総務契約課長 資料は、ナンバー9の資料であるのでご覧願う。こちらについては、令和7年度の労務報酬下限額等について決定したので報告するものである。資料に沿って説明をさせていただきたいと思う。

まず令和7年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方である。この基本方針は審議会から示された考え方である。こちらであるが、令和7年度においては従前の考え方を踏襲しつつ、地域別の最低賃金額が今後長期間にわたり相当程度上昇を続ける見込みであることを考慮しながら今後も運用していくこととしているところである。また、業務委託及び指定管理業務に関する労務報酬下限額については、例年翌年10月1日からの東京都の地域別最低賃金額を想定して所要の調整を行った上で下限額を設定しているという流れである。

続いて2番、運用に当たっての考え方で、こちらについては具体的な労務報酬下限額の金額や基準についてである。こちらにお示しをしたとおりであるが、この金額に至るに当たっての検討状況については、資料2ページの2の多摩市公契約審議会での主な検討課題と経過についてということで検討状況もお示ししているので、併せてご覧いただければと思う。

1ページに戻るが、(1)労務報酬下限額である。こちらの①工事または製造の請負契約(a)熟練労働者、一人

親方については、公共工事設計労務単価の90%で、こちらは従前と同様の考え方で設定し、変わらない形となっている。次に、(b) 熟練労働者以外の者については金額が1,380円で、昨年に比べると、昨年は1,250円であるので130円アップである。こちらについての考え方は2ページのところに熟練労働者以外ということでお示しているが、検討に当たっては、例年の公共工事の設計労務単価の上昇率に自動的に連動せずに、市場の賃金実態、また審議会での審議などを含めて決定しているところである。

続いて、(1)の②のところであるが、業務委託のうち市長が別に定めるもの及び指定管理協定のうち市長等が必要であると認めたものということで、業務ごとに賃金の設定をさせていただいているところである。こちらの考え方については、委託及び指定管理業務の案件については、業種・種目ごとに個別に労務報酬下限額を設定しているところがある。この中で個別に労務報酬下限額の設定を行っているものについては、平成28年度からこのように個別で設定しているところであるが、こちらの設定金額については事業者の意見を聴取し各所管の担当部署の意見を聞いた上でそれを踏まえて審議会で決定しており、金額については1ページにお示したようになっていところである。一番下の上記以外の業務・指定管理協定については1,239円で、ここについては東京都の最低賃金の動向を踏まえながら設定しているところである。こちら令和6年度については1,169円だったが、この部分が1,239円である。先ほど業務ごとに金額を設定しているということを説明させていただいた。これは業務の案件によって設定をしていたところであるが、いわゆる最低賃金がどんどん上がっていく中で、それぞれの業務ごとの金額の開きがある意味現在なくなってきており、横並びの金額が多い状況になっているところである。

続いて1ページの2の(2)多摩市公契約条例の第7条第1項第1号に規定する割合（工事における従事業種ごとの全労働者の毎月の労働時間の熟練労働者の労働時間の割合）についてであるが、従事業種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上とするということについても、昨年度と同じような考え方でまとまったところである。

(3)令和7年度の業務委託等の対象事業については、現状と同じような形で基本的に対象事業は継続ということとまとまっているところである。そういった答申を受けた中で決定したものである。

2ページのところ、1、令和6年度の多摩市公契約審

議会の開催状況についてであるが、このような形で審議をしてきている。あと残り1回を1月中旬以降に予定しており、そこではこの下限額のほかに課題を挙げただき、それについての答申をいただくということが残っているところである。

最後のところであるが、私、課題ということで申し上げたが、ページで言うと3ページ目になるかと思うが、課題というところで、公契約条例の適用労働者の範囲というのがある。多摩市のこの条例の特徴としては、業務委託と指定管理については60歳以上を適用労働者の対象外としているところである。こういった形で特別に設定しているところがあるが、近年では高齢者の雇用安定法の改正という中では、65歳までの雇用の確保が義務化されているという状況の変化もある。そういった中でここを見直していくべきかが課題となっており、今こちらを審議会で検討しているところである。ただ、一律に60歳以上を全業種で対象に変更していった場合には、それぞれ事業者側にも影響が及ぶのではないかとということもある。そういったことも踏まえながら今検討しているところであるので、このあたりは決まったらこちらの場でもまた報告をさせていただきたいと思っている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 2点伺う。まず公契約条例は特に多摩市が非常に早い段階から制定して、このようにきめ細かく常に対応を考えているのは本当に素晴らしいことだと思っている。ただ、昨今の様々な物価高騰、物資の高騰、人件費も上がるという全般的な傾向の中で、最低賃金も上がっていくに伴い、今後の見込みというか、どこかでこの公契約条例をこれまでのようなペースで整えて労働環境を保障していくことがどのぐらい持続可能なものなのか、そういった検討はされているのか。まずその点をお伺いする。

○横倉総務契約課長 持続可能かということであるが、今言われたとおり物価高騰や人件費の高騰という中で、労務報酬下限額の賃金設定の金額の部分だけ取り上げると一定なかな成果が見えにくいにはなっているかと思う。そういった中ではあるが、それだけの成果ということではなく、ダンピング受注の排除、受注関係者にもこの労務報酬下限額の支払いの連帯責任を問うことをずっと継続しているので、そういったところでの成果は大きいかと思っている。ただ、今後持続可能なのかということに関しては、先ほども申し上げたように60歳ま

でが対象という部分等、審議会の中でもどのように進めていくのかというところで幾つか課題が上がってきているので、そういうところを一つ一つ解決していくことで持続可能な運用ができるのではないかと考えている。

○いぢち委員 2番目がまさに適用労働者の範囲である。ここにあるとおり今後の高齢者雇用、就労場の確保に影響するという事で多摩市がこれまで独自の判断であえて手を出してこなかった部分、これを進めるに当たって、それでは何がハードルなのかもしくは今後の議論としてどういう環境整備をすればこの適用労働者の範囲を広げられるのか、単純に考えて労働者不足でもあり、特に熟練者の確保が難しいという昨今の状況を見ると、今60歳以上を高齢と言っているのかという議論もあるし、そこのところは私も別に反対するものではない。ただ、一定以上の年齢の方にまた働いてもらうことを特に公契約条例の中で位置づける場合に一番配慮しなければならない点、どのようにして今後それができるようにしていくのかという見通しを、もし伺えれば伺いたい。

○横倉総務契約課長 どのようにしていけばできるのかというところであるが、この条例が制定されたときには官製ワーキングプアを解消していきたいというところもあったし、環境として60歳以上も対象にすると若い人への置き換えが問題になるのではないかとこのころがあって、こういった形で特色を持たせている。お話にあったように社会情勢も変わっているんで、そこのところをしっかりと見ながら検討を進めている。ただ、ここの部分はある程度慎重にやっついていかないと、ここを急速に変更した場合に受注者側の経営や労働者の方の雇用環境への影響も大きいと思う。そういった意味で事業者の意見もしっかり聞かなければいけないということで毎年度アンケートを取っているが、その中でも、こういった社会情勢でなかなか人手不足でもある中では、60歳以上は対象外というところを特色にしていたが、その部分はある程度改正していてもよいのではないかと、あまり影響はないのではないかとのご意見もいただいている。一方、ここの部分を急には変えられないと思うので、猶予期間といったものを設けなければいけないのではないかと考えており、まだそこが煮詰まっていないところで、ある意味その部分が今これを進めていく上での課題になっているかと思う。そこはしっかりと丁寧な議論をした上で、事業者にもしっかりと周知して、スムーズに進められるようにしていきたいと思っているところである。

○いぢち委員 多摩市のそういったところは慎重に丁寧

に進めるという姿勢も大変共感できるところで、様々なダブルバインド状態のようなところもあると思うが、ぜひよろしく願います。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 多摩市の公契約条例は、そもそもこれができたのが多摩市の賃金水準を上げていくというところで作られたものだと伺っている。先ほど質問をさせていただいたが、少しずつではあるが賃金が上がっていているわけであるが、現状の報酬の価格についてどのように思われているのか伺いをしたいと思う。今の状況と見合わせて、この賃金で十分なのか等、その辺の意見をお聞かせいただければと思う。

○横倉総務契約課長 こちら基本的な設定の考え方として、東京都の地域別の最低賃金額の動向なども見ながら、また様々な物価の動向も見ながらということで、審議会で労働者側と経営者側の意見を聞きながら設定をしているものである。そういった意味では、金額の設定は今申し上げたところの動向を見ながら考えているので、例えば報酬下限額を急激に上げていくと大きな影響もあると思うので、そこをしっかりと審議しながらという形の考え方で設定しているので、今年度その部分ではこういった金額でしっかりと決定ができたと考えている。

○上杉委員 とは言っても、先ほど会計年度任用職員のところでも言わせていただいたが、今の物価上昇に見合っていないと思うところであるので、引き続き意見を聞きながら改善していったらいいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 では、私から1点だけ。多摩市で公契約条例ができた当初は、業務委託、指定管理、工事請負のどこに基準をおくかというところで、当時最低賃金が今よりもはるかに低かったんで、出発したときは生活保護基準の受給換算を上回るというところから出発した。当時は生活保護基準が最低賃金を上回ったという時代だったが、そこから出発して、その後最低賃金も上がってきたので今は最低賃金を少し上回るということをやっているが、多摩市の仕事で働いていただく人たちの生活を支え、そのことを通じて地域経済を活性化させるというのが公契約制度の大きな役割としてあるが、先ほど上杉委員も言ったがなかなか最低賃金そのものも、今年は50円とかなり上がったが、いろいろな要望からするとまだなかなか上がっていない。だから、この公契約制度が地域の賃金を引っ張っていくような役割が今あるのではない

かと私は思うが、そうすると今は最低賃金に少し上乗せしている程度であるからなかなか夢を語れないと状況にある。その後多摩市の後で幾つかの自治体で公契約条例ができたが、なかなか広がらない。よその市におまへのところもつくれというようなことはあまり言えないと思うが、私は東京都が公契約制度をつくるべきではないか、東京都が頑張ることで地域の賃金水準も上げられるのではないかと思うが、例えば東京都にぜひ公契約条例をもとにした公契約制度をつくってほしいと要望することを何か多摩市として考えておられるのか。その点だけ伺いたい。

○横倉総務契約課長 東京都は、今年度社会的責任調達指針という制度を制定し、これから運用を開始するかと思う。ある意味SDGsを意識しながらそういった制度をやっていくということで、公契約制度とは違うが、その部分も含めた考え方で都はやっていくのだろうと考えている。都ではおそらくそちらをしっかりと進めていこうと考えているのではないかと思う。市でそれを都にというのは、規模も違うので何とも言えないところだと思っている。ただ、言われるとおりに東京都議会議員の方が今年、東京都でも公契約条例のような形のものがないかということで視察に来られて私が説明したが、視察といったような形で市から説明する機会をいただければ、多摩市の制度をこのようにやっていて、市としては、効果はなかなか見えにくい地域経済の活性化や働き方というところで環境はしっかりと継続してできていると思うので、そういうところをしっかりとPRしていくことで、他の自治体や東京都も含めて広がっていくのではないかと考えているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項10番、令和6年給与改定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 令和6年の給与改定について説明をさせていただく。本件については、本年10月の東京都の人事委員会勧告を踏まえて本市としても給与改定を行いたいと思っている。今議会の最終日に追加補正、条例改正をお願いしているところで、また手当については来年の令和7年第1回の定例会でお願いしたいと思っているが、本日はその概要についてご説明を申し上げたいと思う。

○森合人事課長 それでは、資料に基づいてご報告させていただければと思う。

まず第1、概要になる。これは令和6年の東京都人事委員会勧告の主な概要になる。例月給及び特別給共に今年も含めて3年連続の引き上げとなった。

まず、例月給になるが、公民較差1万595円、2.59%解消のため給料表を引き上げとなる。特に初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げている。具体的には上級・中級で初任給2万9,300円の増額、初級についても2万7,900円となるので、約3万円それぞれ引き上げとなっている。また、職務の級の職責差をより一層給与へ反映する観点から各級にメリハリをつけた改定となっている。具体的には係長や管理職といった役職者についても職責を踏まえて給料表を引き上げ改定されているところになる。

続いて、特別給になる。特別給については、年間支給月数0.2月、現行の年4.65から4.85に引き上げされる。それぞれ期末及び勤勉手当に配分される。また、各種手当になるが、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当についての改定となる。

続いて、大きな2番になるが、この東京都人事委員会勧告を踏まえて、具体的な改定内容になる。最初の例月給であるが、改定期期については本年4月にさかのぼっての改定となり、令和7年1月支給分から給料表を改定することになる。適用される給料表については、記載のとおりとなる。また、各級においての引き上げの幅の最小と最大、平均値についても記載のとおりとなっている。

次に、特定任期付職員に適用している給料表についても改定される。多摩市の場合は弁護士資格を有している法務担当職員2名を採用している。適用号給としては4号給を適用させていただいている。

(4)になるが、これらの給料条例の改正については、今議会の最終日に追加議案として上程させていただくこと、引き上げの適用日は本年4月1日にさかのぼって適用されることから、4月から12月までの給料等については差額支給として令和7年1月31日に支給することを予定している。

続いて特別給になるが、常勤職員は0.2月、再任用職員は0.1月、それぞれ本年12月の期末及び勤勉手当から支給実施となる。

なお改正条例については、今議会の最終日に追加議案として上程させていただくことから、例月給と同様に差額支給としては令和7年1月31日に支給することを予定

させていただいている。

なお、本年度から市長、副市長、教育長の期末手当については、常勤職員の期末勤勉手当の年間支給月数と連動することとしているので、今回の改正に伴って市長、副市長、教育長の期末手当も0.2月引き上げとなる。よって年4.85月となる。また、会計年度任用職員についても常勤職員と同様な取り扱いをさせていただければと思っている。

続いて3の扶養手当になる。東京都に準拠し配偶者に関わる扶養手当を廃止し、子に係る手当額を現行の9,000円から1万3,000円に引き上げをさせていただく。この廃止と引き上げについては2年間かけて実施することを考えている。段階的というところになる。

続いて4の通勤手当になる。東京都に準拠し、新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり現行の5万5,000円から15万円に限度額を引き上げとなる。

続いて5の管理職員特別勤務手当についてである。この手当は、管理職が災害時等において特別に勤務した際に支給している手当になるが、この手当を支給する対象時間を拡大するものである。これまで平日の午前零時から午前5時までだったものを午後10時から午前5時まで2時間拡大するところになる。

最後に大きな3番になる。今議会の最終日に追加で条例改正として上程させていただくものとしては、月例給と特別給に関わるものになる。それ以外の手当等については、適用日が令和7年の4月1日からとなるので、改めて令和7年の第1回定例会で条例改正を実施する予定となっている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

それでは、協議会事項11番、多摩都市モノレール株式会社に対する経営支援についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○機員市民経済部長 11番以降18番までの8件、市民経済部が関連する案件となっている。順次担当する課長からご説明をさせていただくが、11番の多摩都市モノレール株式会社に対する経営支援については、都市整備部の交通対策担当課長よりご説明をさせていただく。

○田中交通対策担当課長 それでは、協議会11の資料をお開き願う。A4、1ページの一枚物のものになる。多

摩都市モノレール株式会社に対する経営支援についてご説明をさせていただく。

多摩都市モノレールからこの9月に、八王子市、立川市、日野市、東大和市、そして多摩市を含む沿線5市に対して経営支援の要請があった。沿線5市と多摩都市モノレール株式会社で協議を行い、経営支援を行うことで合意して、11月に覚書の締結をしたところである。これまでの経過と、この経営支援の効果等について説明させていただきます。

それでは、大きな1つ目のところをご覧願う。現在の経営状況と支援の必要性についてというところである。まず経営状況について、①のところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で運輸収入が大きく落ち込んだ。

これまで積み上げてきた資金残高を大きく毀損する形になり、約2年間で50億円の資金残高が減ってしまったところである。また、今後の見通しとしても非常に厳しい状況で、特に通勤客が顕著に減少しており、今後もなかなか見通しが厳しい。3番目、今後もう少し長い目線で見た場合においても沿線5市の総人口が減少傾向にある。何か大きな団地が新たにできる、新たな大学が入ってくるといったことがない限りは、緩やかに減少していく見通しである。また、4つ目のところであるが、開業から25年経過している中で、現在も進めているが信号設備、電気通信設備、また車両等の大規模更新も必要な時期が迫っている。そういった状況を踏まえると、5番目、令和17年、2035年度以降単年度赤字に転落し、また令和26年、2044年あたりには累積の損益についても赤字に転落してしまう見通しである。

そういったことで支援の要請があったところであるが、市側の基本的な考え方としては、その次のところ、多摩都市モノレールは多摩地域の特に南北交通にとって非常に重要な公共交通機関であると捉えており、そういったところを踏まえると各沿線5市共同歩調でこの支援をやっていく必要があると考えている。一方で、会社側には一定の経営努力を求めるところで、現在の試算では年約6億円程度の経営努力による資金は確保できる見込みだとされているところである。

続いて、経営支援のこれまでの経緯ということで、開業以来どういった支援をしてきたかについて記載させていただいている。(1)固定資産税等の減免については、開業以来令和2年度まで固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額を減免してきた。開業以来しばらくは厳しい状態にあったが、様々な施策によって黒字化が達成した

こともあり、令和2年で一旦減免を終えていたところである。次の貸し付けについてというところでは、これは全面開業の前のタイミングからであるが、平成11年から平成15年にかけて各市15億円貸し付けていたものである。大きくこの2つの経営支援をこれまで行ってきたところである。

今回合意した経営支援の具体的内容、各市の役割等について、3のところで記載させていただいている。沿線5市については、令和7年度から令和16年度までの10年間、固定資産税及び都市計画税の2分の1相当を減免する。こちらについては、規則改正で対応させていただく予定である。

続いて東京都であるが、車両更新に対する2分の1補助ということで約112億円を見込んでいるところである。また、これまでに貸し付けをしているものが約99億円あるが、こちらの返済の繰り延べも併せて行うところである。そういった支援を踏まえると、令和19年度以降に一度単年度の赤字には転落してしまう見込みではあるものの、その赤字額は現在の試算よりはかなり縮小され、また累積の損益については黒字を維持できる見込みとなっている。こういった内容について、このたび覚書を締結させていただいたところである。

また、関連にはなるが、4の貸付金の利子ということで、先ほどもご説明させていただいた過去の15億円の貸し付けについて、令和4年度から1億円ずつ返済いただいているところであるが、その利息については協議事項としていた。今回併せて協議が調い、その利息相当分1億4,000万円ほどであるが、そちらについては令和19年度と令和20年度、元本の15億円の返済が終わった翌年と翌々年に分けてお支払いいただくことで合意する見込みである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 1点だけ。3の(3)経営支援の効果のところで、赤字額は縮小するので最終的には黒字を維持できるだろうという見込みになっているが、これに関しては物価上昇率をどのぐらいで見込んでいるのか。

○田中交通対策担当課長 現状細かいパーセンテージについては多摩都市モノレール株式会社で計算しているが、現状の一定の物価上昇率については見込んでいるとご説明いただいている。ただ、鉄道というところではなかなか見込みづらい部分というのは確かにあるので、その辺については慎重に今後も継続して協議していくことにな

っている。

○いぢち委員 本当に予測の立てづらい、特に今はそうであるので、こういった見込みや今後の予定というのは今言われたとおりになるべく丁寧に協議をしながら時点修正なり何らかの対策なりがあると解釈してよろしいだろうか。

○田中交通対策担当課長 そのとおりである。そもそもの運賃収入というところも今後変動する部分があるので、そういったところも併せて今後関連する5市と東京都を含めて随時協議をしていく予定である。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の12番、戸籍に振り仮名を記録するための対応についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松下市民課長 それでは、協議会案件12番、戸籍に振り仮名を記録するための対応についてご説明をさせていただく。前回の常任委員会でもご報告させていただいた事項であるが、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の成立により戸籍法が改正され、第3号施行日、こちら令和7年5月26日とされているが、この日から順次戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなっている。

現在のこちらの想定スケジュールであるが、5月26日の第3号施行日から、国としてはおおむね3か月以内に本籍人の方に通知がお手元に届くようにということで今言われており、8月中に通知書を発送して順次届け出を受け付けるような形になっている。この届け出によって市の対応としては、その届け出の受理、入力決裁、また電話での問い合わせ対応といったものが出てくる。こちらの届け出については、第3号施行日から1年間ということで、令和8年5月26日まで届け出を受け付ける。それ以降については、市町村長記録という形で仮の振り仮名が市長の職権によって確定されるような形になっている。こちらが6月から8月中に行われる処理で、9月以降については戸籍の証明書には全ての方に振り仮名が振られたものが発行されることになっている。

現在国の動向であるが、届け出の方法についてということで国の方針の見直しがあり、当初振り仮名に問題ない場合も届け出が必要という形で国は考えていたが、全

の方が届け出をすることになると市区町村の事務量が相当膨大になるので、先月こちらの方針が見直され、振り仮名が正しい場合届け出を求めないような形になっている。修正が必要な方については届け出をしていただくような方針になっている。

国の補助金であるが、当初示されていたのは通知書に関わる印刷費、郵送費という形でこの2つのみが示されていたが、振り仮名対応という形でかなりの体制を組まないとなかなか処理ができないということが要望等で相当数上がっており、市区町村における円滑な通知事務の支援、市区町村における届け出処理、相談に関わる体制整備の支援というような形で令和6年度の補正予算案に盛り込まれたという報道が先日あった。こちらの補正予算で市区町村の事務負担の軽減を実現していくような形になっている。こちらの詳細についてはまだ示されていないが、来週12月16日に法務省の説明会があるということで、そちらで一定の方向性が示されると今担当では考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 補正予算のところでこれをいろいろ聞かせていただいたので、そこで聞けなかったことを幾つか。

まず振り仮名は最初見込みでこのようにという発送をして、ある程度返送を待つ期間があるわけである。今回振り仮名が正しい場合は再提出を求めないということであるが、その時点で最初に振られた見込みの振り仮名をある程度入力していくような業務はどの程度発生、あるいはいつ頃からそういうことをやっていくのか。私はそもそもそれを多摩市の職員がやるのかと思っているが、そうではないのか。作業量をお伺いしたい。

○松下市民課長 こちらの仮の振り仮名の登録であるが、住民基本台帳で振り仮名のデータを持っているので、こちらの住基ネットから戸籍システムに振り仮名のデータを取り込むような形で仮の振り仮名を設定するという流れになる。

○いぢち委員 住基ネットにはあらかじめ振り仮名が入っているということか。

○松下市民課長 住基ネットには振り仮名が入っているような形になるが、拗音・促音、小さい「ゃ、ゅ、ょ」や「っ」は従来住基ネットでは大文字になっているので、そちらが仮の振り仮名として登録されることになる。そのため、拗音・促音がある方については戸籍の修正の届出が必要になってくるというような流れになる。

○いぢち委員 住基ネット時代のことは私もうろ覚えであるが、そのときには個々人の申告によりある程度正しい振り仮名がもう既に入っているという解釈でよろしいか。

○松下市民課長 住基システムで拗音・促音を登録できるようになっている。いつから正式にできるようになったかの資料はないが、ごく最近からその小さい「ょ」といったものを入力することができるようになっている。

○いぢち委員 日本人の名前の問題は本当に世界的に見ても頭が痛くなるというか、読み方も例えば「わたなべ」さんなのか「わたべ」さんなのか、「とうかいりん」さんなのか「しょうじ」さんなのかということで全然違ってきてしまう。頭の文字から変わってしまう場合もある。ただ、住基ネットに入っている情報がかなりの程度、拗音・促音はともかくある程度の正しさ、今申し上げたような大きなところ、全然読み方が違うのではないかと、ところはほとんど見込めないとするならば、私が当初予想していたよりは混乱が起きないかと思うが、ある程度住基ネットに正しいものがあると考えてよろしいか。

○松下市民課長 住基ネットには住民の異動届、転入や出生で振り仮名を振っていただくので、基本的には違ったデータは入っていないようになっている。その拗音・促音であるが、多摩市の職員で大体どの程度いるのかを調べたが、その拗音・促音は大体6%で、今所管では、その届け出が必要な方はおよそ10%程度と見込んでいる状況である。

○いぢち委員 多分私もその10%に入るのではないかと今から思っている。あともう一つ、そういった振り仮名問題はある程度データとしてはもう集まったとなると、このロードマップによると令和8年度の9月以降新しく戸籍に振り仮名が送られた状態で全て行政はそれをベースにしていくとなると、その頃までに振り仮名が振られた戸籍が発行できるあるいは管理ができるようなシステムの改変が必要になり、それに関してまた費用が発生するということがあるのか。

○松下市民課長 振り仮名対応のシステム改修については今年度既に終了しており、その後の市町村長記録、市長の職権で戸籍システムに一括で反映させるシステムの改修が今後必要になるであろうということで、こちらの補助金についても今回の補正予算案に盛り込まれている状況である。

○いぢち委員 それでは、今回のこの振り仮名表記の対応について、これから先、作業が進むに従ってまた新た

な費用が発生する、あるいは新たな出費が発生するということはないと考えてよろしいか。

○松下市民課長 こちらの届け出の受け付けについては、国が方針を見直して振り仮名が正しい場合は訂正を求めないような形にはなったが、10%程度の方の届け出を想定した場合には、その受け付けに関わる業務量は相当な時間数で、補正予算のときにも若干触れさせていただいたが、10%の方が届け出した場合には大体5,300時間ぐらいの処理時間が必要であろうということで、こういった形で今後体制を組んで処理していくのか今検討しているが、そちらの経費がなかなか見込めないでいるような状況である。

○いぢち委員 それについては先日も伺ったし、私も織り込み済みだったが、それに加えてこの先の例えば本格稼働に際してまた何か要るのかというおそれがあったが、そのところはないということで、どちらかというと言われていた作業に伴ってどのぐらいかかるかわからない、また国からの補助がどのぐらい出るかわからないということだろうか。

○松下市民課長 そのような状況である。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項13番、おくやみコーナーの検討状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松下市民課長 それでは、協議会13番、おくやみコーナーの設置に向けた検討の進捗報告ということでご説明をさせていただく。こちらはおくやみコーナーの設置に向けた準備ということで9月の総務常任委員会で頭出しをさせていただいたが、そちらの進捗報告を本日させていただきたいと思う。

こちらは関係課ヒアリングを今年の8月から9月に実施し、おくやみコーナーでの取り扱い業務数がおおよそ80業務という形で見えてきた。このおくやみコーナーで取り扱うサービスレベルであるが、国の内閣官房が示しているおくやみコーナーのサービスレベルは1から5までであるが、例えばレベル1というサービスレベルだと、おくやみコーナーが、亡くなった方や遺族の状況から該当する見込みの手続を大まかに抽出し担当課を案内するというのがレベル1になっているが、現在レベル4の2を目指して検討させていただいている。レベル4の2と

いうのは、亡くなった方や遺族の状況から該当する見込みの手続を具体的に抽出し、申請書の作成の補助をした上で申請書を受け付ける、また証を回収するというようなところである。

次のページであるが、こちらはおくやみコーナーの手続の大まかな流れを図に示させていただいている。まずご遺族の方は、おくやみコーナーに電話で利用予約を取っていただく。おくやみコーナーでどなたがお亡くなりになったのかを聞き取りして情報共有シートを作成し、関係課に送付する。関係課で、このお亡くなりになられた方はどのような行政サービスを受けておられてどういう手続が必要かを、おくやみコーナーのほうに情報共有シートで回答していただく。その回答に基づいて、おくやみコーナーのほうで申請書等の作成や準備をし、ご遺族に対して当日の手続案内、こういったものが要るかという案内のお電話をさせていただく。ご遺族については、1番の利用予約から大体3～4営業日後に市役所にお越しいただき、おくやみコーナーでワンストップ可能な手続の受け付け、その他のご案内を行う。おくやみコーナーで取り扱えない業務については各課をご案内させていただくというような流れになっている。

次のページが、おくやみコーナーの1日の流れで、現在おくやみコーナーは2ブース設置する方向で検討しており、おくやみコーナーA・Bでそれぞれ午前・午後2枠ずつ計8枠という形で運営していきたいということで今検討を進めている状況である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項14、多摩市産業振興マスタープランの策定に関する進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 資料は協議会資料の14をご覧願う。多摩市産業振興マスタープランの策定に関わる進捗状況についてである。

まず1番、マスタープランの策定目的である。中長期的な視点による産業振興の方向性を示し、計画的に産業振興施策を進めていくことを目的に策定するとなっている。

本プランの策定期間であるが、令和7年2月を予定している。

次に、3番プランの検討方法として、本プランについては多摩市産業振興推進会議が行うこととなっている。その下部組織として3つの部会を設置し、部会のテーマごとに検討を行うということで、今回部会ごとの検討を行っていただいたところである。

4番、進捗状況。前回ご報告した以降というところで申し上げますと、第4回、令和6年10月に部会の成果発表会が合同であった。第5回が11月29日、多摩市産業振興マスタープラン（素案）についての審議を行っていただいたところである。

その下は部会であるが、3つの部会については5月28日に合同部会を行い、以降各部会がそれぞれ5回ずつ部会を行った。

次のページをおめくり願う。成果発表会ということで10月25日、3つの部会の成果発表が行われたところである。こちらは推進会議と合同の開催であった。

5番、今後の予定である。12月、今現在庁内の意見聴取を行っている。この意見聴取を反映後、来週の経営会議で素案としてパブリックコメント等をしてよろしいかどうか協議をさせていただく。12月から1月にかけてパブリックコメント、オープンハウスによる市民意見の聴取、1月に再度市民意見等を反映したプランの原案を決定し、2月にプランを決定していきたいと考えている。

次のページをおめくり願う。3ページ目、成果発表の概要。ここを少しご説明したいが、クリエイティブチームの中では、協議の方向性として活力と魅力あふれるまちとは、「働きやすい」「暮らしやすい」「遊びに来たい」まちとして協議をしていただいた。この中で現状と課題としては、柔軟な働き方に対応したコワーキングスペース等が十分とは言えない、企業の人材不足がある、こういったことが課題に上がってきたところである。それらに対する提案内容としては、シェアオフィス・コワーキングスペースを整備すること、多摩市や市内企業の情報を学生に届ける仕組みをつくったらどうだろうというご提案をいただいた。

チャレンジチームである。協議の方向性は、どうすればチャレンジしたい人、起業家がふえるかという切り口で議論をいただいた。課題としては、自分の立案した事業を発表する機会がない、補助金や市制度融資でメリットが見いだしづらいなどのご意見をいただいたところである。改革の提案というところでは、ビジネスコンテストの実施、事業資金貸し付けあっせん制度の拡充、先輩起業家が後輩の企業に個別に支援活動を行うメンター制

度、こういったものを考えたらどうだというご意見をいただいた。

それから、ワークスタイルチーム。ウェルビーイングな働き方とは何かということから、ウェルビーイングというのが心身ともに満たされた状態、全てがそういう状態であることはどういうことかということから議論をいただいた。課題としては、テレワーク制度や育児休暇制度など、事業者ごとで異なっている。市独自の求職者へのコンサルティング制度、キャリアセンター等がないといった課題があるという指摘をいただいている。改善の提案としては、オンラインでの就職相談窓口の設置、転職・求職者向けのキャリアコンサルタント相談窓口の設置などといったご意見をいただいている。

総評としては、こちらは会議の会長から総評としてご意見があった。今回市内事業者だけでなく若者の意見ということで大学生もこの部会に参画をされ、意見をいただいている。こういったことから、学生をはじめ若い方に部会に参画してもらい、若い人に選ばれるまち、若い人が産業に関われるまちという視点を重視して発表になっているということ。それから、事業主のサイドである。事業主が主体的にビジネスを提案した際に、それが受け入れられるまちというのが重要、こういったご意見をいただいたところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 12月から1月にかけてオープンハウスで意見を聴取するというところであるが、そのオープンハウスはどういった場所を予定しているのか。

○麻生経済観光課長 オープンハウスについては、来年1月7日から1月20日を予定している。場所としては、聖蹟桜ヶ丘と永山になる。それぞれ聖蹟桜ヶ丘の公民館と、ベルプ永山については消費生活センターが管理している場所でオープンハウスをやる予定である。

○いちち委員 オープンハウスで意見を聴取するというところであるが、その際には一体どのようなのを見てもらうのか、オープンハウスというと、例えば先ほど話が出ていたが、豊ヶ丘福祉館だったらこういうプランで建て替える等、見せるものが非常にわかりやすいが、この場合は一体どういうものを見てもらうのか。マスタープランをそのまま見てもらうということか。

○麻生経済観光課長 マスタープランの概要版をつくる。それをパネル状にしてわかりやすく説明ができるように展示していく予定である。

○いぢち委員 そうしたのを見せて活発な意見をもらいたいわけであるが、チャレンジチームのところの突っ込みが私は本当にそうであると思う。チャレンジチームであるが、あえて多摩市で起業する特別な理由がない。私も多摩市で云々というときに、少しそこが厳しいと思っていて、例えば概要版をつくるときに同時に、ここでメンター制度と言われているが、先行事例を示したり、多摩市でこのようなことができるというような、加入とまでは言わないが、何らかそういったようなお示しもできるのか。

○麻生経済観光課長 基本的には本プランの内容についてご説明をしてご意見をいただくという場になるかと思う。したがって、今いただいたご意見については、どこまでできるかわからないが、もし紹介ができるとしたら、ほんの少しの部分になろうかと思う。メインは、本プランがどういう中身の内容なのか、これからどういう施策ができていくのか、こういったところのお知らせをしてご意見をいただきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今回のプランの素案はどこかで公開されているのか。まだなのか。

○麻生経済観光課長 今現在庁内での意見を聴取して直しをしている作業中である。まだどこにも公開はされていない。できたら公開したいと思う。

○いいじま委員 12月にパブリックコメントということであるが、パブリックコメントの日程等はまだ公表できないのか。

○麻生経済観光課長 来週の17日に経営会議に協議案件としてこちらの素案を出す予定である。そこでパブリックコメント等が協議でまとまったら、12月20日からパブリックコメントをしたいと思う。委員言われるように内容がわかるようにということであれば、委員の皆様方にもわかるように、サイドボックスに素案を掲示したいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項15番、企業立地促進条例改正(概要案)を議題とする。

市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 それでは、協議会資料15番をご覧願う。令和7年度多摩市企業立地促進条例の改正案につ

いてである。

本条例については、既に施行されていて令和4年から6年までの期限となっている。

2番、現行制度の課題と今後の方向性で、今回2つの点を改正したいと思っている。

そのまず1点目が3番である。条例適用期限の延長で、令和6年でこの条例の期限が切れてしまうので、3年ほど延長させていただきたいというのが1つ目の改正点である。

もう一つの改正点が4つ目である。今基本的には多摩市内に事業所を新たに設置する事業者20人以上の常用雇用者がいる場合に最大5年間固定資産税については100分の80、上限1億円という規定になっている。特例として本社施設や宿泊施設、省エネルギー機能の施設、こういった建物を建てた場合には固定資産税、都市計画税100分の100の奨励金で1.5億円を上限とするということである。宿泊施設、ここに既に1.5億円と書いているが、これにプラスして市内で減少した宿泊施設を誘致したい、それに特化した特例措置をしたいということが2つ目の改正点である。

改正内容というのがその下にある。特例(宿泊施設)ということで、3つの区分を設けて、30室以上・平均客室数が13平米以上、雇用人数が5人だった場合交付金は5年、奨励金額は100分の100で、奨励金の上限額は1.5億円という制度、もう一つが80室以上、150室以上、それぞれ雇用人員が5人、8人、期限が7年、10年ということで、3つの区分に特化したものをつくりたいということである。

私どもこの改正案をつくる前に市内の宿泊業者さん、民間の宿泊事業者さん、建設事業者さん、全部で8社ほどヒアリングをさせていただいた。その中では大体200室ぐらいの建物であっても雇用している従業員は10人以下であるということがわかったので、今ある20人の規定の条例だと適用できないことがわかったので、今回その再雇用条件の下限を5人に変更させていただきたい。併せて投資した固定資産を回収するには約10年かかるというお話を伺ったので、交付期間についてもこれまで5年だったものを最長10年にして誘致をしていきたいと考えているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 多摩市はご指摘のとおりホテルが立て続けに撤退をしてしまったということがありますが、そうする

と客観的に多摩市でそういう宿泊を必要とする方の人数はある程度の数以上伸びないという予測が立つ。その場合に、150室以上という想定もしているが、これは多摩市的に150室の宿泊施設を置いて営業継続が可能と見込んでいるのか。

○麻生経済観光課長 ヒアリングをした事業者さんでほとんどビジネスホテルをしているところは3社ほどあったが、その中では1棟当たり大体200室ぐらいの客室が必要だと言われていた。その稼働率としては、約80%~90%の稼働率がないと立地というか建設は難しいだろうと考えているようである。したがって、150室以上でも当然考えておられるということ伺ったのでその規定をつくったというのが一つ。それと、市内の需要であるが、単に観光で来られた方が泊まるだけでなく、最近はおじいちゃん、おばあちゃんのおうちに来たときにお孫さんやおじいちゃん、おばあちゃんのおうちに泊まれないというようなケースがあるそうである。そういった家族での利用、あとは近隣スポーツ施設等で大きな大会があったときにやはり近くのホテルが取れない人たちがあふれていく、そのような事情もあるそうである。それと、市内を見ていただくとおわかりのとおり、団地等の改修が常に行われている。

こういった業者さんが一々毎日自宅に帰るのではなく、市内の宿泊施設に泊まれたらよいという声もお聞きしているところであるので、そういった需要は潜在的にあるのだろうと考えている。出店するかどうかはホテル事業者側が採算が取れるかどうかを計算して手を挙げてくると思っているので、私どもとしてはできる限り特例措置で誘致ができるようにしていきたいと考えているところである。

○いぢち委員 もちろん京王プラザホテルの撤退のときに市民の中かなり動揺というか衝撃があり、私の聞いている中でも一番皆さんお困りなのは、冠婚葬祭等で親戚の方がお見えになった、とはいえ自分の家には泊まってもらえないときに使うというのが一番多かった。もちろんほかにも先ほど言われた大会や遠征合宿、いろいろなことがあるとは思いますが、ただ、今回も国・都100分の100とはいえ、公費を投入してやっていって、結局補助がなくなったら事業として痩せ細ってしまって結局撤退などということになったら本当につらいので、こういったことの見極めは大変難しいと思うが、どのような規模で、どのぐらいの優遇措置で、どのぐらい多摩市の魅力というか潜在力を見取ってもらってというところは、いろい

ろ十分に検討し見極めながらお願いしたいと思う。ホテルがまさに必要というのは非常に強く感じているので、よろしく願います。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。三階委員。

○三階委員 かなり特定した企業誘致だと思うが、これが制定されたら、営業はどういった形で知らせていくのか1点聞きたい。

○磯貝市民経済部長 これまでも私どもでホテル事業者を全部一覧で洗い出しているいろいろなご案内等させていただいた。今年度企業8社ぐらいと言ったかと思うが、ヒアリングをさせていただいた中で、当然そういった事業者の要望を聞いたからには、この改定ができればご案内をさせていただきたいと思っている。あと、ホテル事業者・出店者だけではなく地権者の方、具体的には物件がなければ当然立地していただくことはできないので、そういったところにも案内をさせていただいて、できる限り実効性のあるものにしていきたいと思っている。

○三階委員 ぜひ本当に幾つか来てくれるとありがたいと思う。そこら辺、選定というわけではないが、ある程度選べるものなのか聞きたい。

○磯貝市民経済部長 正直今回ちょうど3年前の改正のときの宿泊施設を一定程度かさ上げたのはあるが、そのときも、その20人というのは多分ミドルクラス以上のホテルでないと該当しないような基準にはなる。今回最低5人とさせていただいたのが、ここぐらいまでであればビジネスホテルも射程に入ってくるという中で、正直いわゆる観光地や山手線の内側であればビジネスホテルだけではなくてミドルクラスの出店も非常に多くインバウンドの需要もあって出ているところであるが、都市の周りのところはホテルの出店が非常に少ない。多摩地域でも立川市でもいろいろな撤退などがあった状況の中で、要件を非常に緩和しながら一定程度宿泊してもらえるところを何とか誘致していきたいということで、今回条例の改正案を上げさせていただいた。もちろん、これは出てきたところで、当市で認定するに当たっては市内の審査会等もあるのでその中でということにはなると思うが、ただ、場所自体、もちろん本市が持っている土地に来るのであればその選定はできるかもしれないが、民間さんの土地に出店することになった場合に私どもでどうこうというのは、この奨励金を出す・出さないという審査はできたとしても、立地することに対してどうこう言うことはなかなか言いづらいところがあるかと思っています。

○三階委員 ぜひともいろいろ連携を図りながら、事業者が来ることを期待している。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項16番、「多摩市食プロジェクト」の進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会案件の16番、「多摩市食プロジェクト」の進捗状況についてのご報告である。こちらについては、経済観光課が事務局を務めていて、企業、大学、市民団体が構成している多摩市観光まちづくり交流協議会で進めている食プロジェクトになる。食プロジェクト自体は、食で魅力をつくって多摩市に来街、再訪、滞在をしていただくといったところで考えているものである。

他市にはない資源ということで、多摩市としては東京2020大会でホストタウンになったアイスランドに観光まちづくり交流会協議会で着目し、アイスランド風の食材、アイスランド風メニューといったものを軸に取り組んでいくということで、昨年アイスランドウィークから取り組んでいるものになっている。そちらの現在の状況の報告である。

まず1点目であるが、多摩モノまつり。先月16日に、多摩モノレールの車両基地で毎年やっておるところであるが、多摩都市モノレールが主催したところに出店をした。アイスランド料理に造詣の深い飲食店と連携しながら、アイスランド風食材と多摩市産食材を掛け合わせた米粉パン、お菓子を販売したところである。かなり好評で、売り切れたところもあった。その日1日だけというのもあるので、12月9日から22日まで、アンテナショップ「P o n t e」で今販売をしている。ユズや柿、ニンジン、カボチャ、サツマイモといった多摩市産の食材を使ったものと掛け合わせながらやっているところであるので、ぜひ一度ご賞味いただければいいところである。

2点目が「地域資源発掘型プログラム事業」を活用した事業で、東京観光財団の助成を活用した事業を11月19日から来年の6月30日まで打っていくところである。アイスランド風メニューのところ「アイスランド風まちバル」を来年の6月、アイスランドウィークの時期に合わせて、そちらで飲み歩きをしていただくような企画になっている。そこまでのところで飲食店さんのほうでメ

ニューを開発していただくときの支援、間で試験販売をしたり、あと多摩センターと聖蹟桜ヶ丘の2拠点で実施をしていくことになるので、そちらの回遊もできるような仕掛け、あと近隣のお店にも促せるようなショッピングカードもしながらPRなどをしていくものになる。

次のページにお移りいただくと、運営体制ということで入っている。今回の企画について、企画提案者ということで左側に6団体入っている。こちらの方々に今回の東京観光財団の助成を受けるに当たって提案をしていただいたところである。こちらと連携しながら進めていく事業となる。

先ほど申し上げた内容等については、以下の事業スケジュールで進めていくことになる。こちらのプロジェクト事業であるが、今年度については東京観光財団の事業となるので、市からの支出は一切ない。市の予算は立っていないところになる。外の支援を活用しながらこちらを進めていければいいところである。本件については以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今回東京観光財団の助成事業が採択されている。この前の議会のときも言っていた。このときは600万円～800万円ぐらいの費用を出してもらおうという話だったが、実際はどのぐらいを出してもらえそうな感じなのかわかれば教えていただきたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては700万円となる。

○いいじま委員 今回メニュー開発支援ということであるが、どのようにメニュー開発支援を行うのか、具体的に教えていただけたらと思う。

○加藤商業・観光担当課長 大きく2点あると思っている。一つが、メニューを開発するに当たって、開発には試行錯誤もあるのでその材料費のご支援をさせていただく。もう一つが、アイスランド料理にアイスランドで使っている食材をどのように使うのかについて、先ほど1番のところを出ていた、今回「P o n t e」で販売をしていただく「SHIMA」さんというアイスランド料理に造詣の深いところと今連携している。アイスランド大使館にも出て行って料理を振る舞ったりしているところになる。そのところで飲食店さんにレクチャーなどもさせていただいて、こういう取り組みの仕方ができるのだといったところをご支援させていただきたいということである。

○いいじま委員 助成が700万円ぐらいということで、今回メニュー開発支援の材料費を支援するとあったが、大体700万円のうちのどのぐらいがその材料費支援に行くのか、もし言えるのであれば教えていただきたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 こちらの事業にご興味をいただいでどれぐらいの事業者さんが一緒にやってくださるかによって変わってくる部分であるので、今幾ら分のところまでなのかはお話しできないと思っている。

○いいじま委員 なかなか言えないかと思うが、協力していただけるのは大体何店舗ぐらいを想定しておられるのか。

○加藤商業・観光担当課長 現時点では20店舗にご協力いただきたいと考えている。こちらの資料の2ページ目にスケジュールを入れさせていただいているが、公募もしていくところである。こちらについては、桜ヶ丘商店会連合会さん、多摩センター商店会さん、あと商工会議所に加盟している飲食店を対象に募集させていただくところである。委託をしているところもあるので、そちらの事業者さんも含めて積極的にPRをしていきたいというところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 今回は東京観光財団が100%持つてくれるということであるが、もし今回やってみたプロジェクトが大成功で今後多摩市としても続けていこうとなった場合には、どういった形でこの事業を引き継ぐというか、どのような展開になり得るのか。

○加藤商業・観光担当課長 こちらについては、初年度は10分の10東京観光財団のほうでとなっている。そちらも、今いちち委員に言っていたが、大成功したと、続けていきたいとなったときには、2年度目、3年度目も東京観光財団から今度は補助ということでお金が出てくるところがある。基本的に自走していくことを考えていくところになる。こちらはまちバルでもチケットを売っていくことになるので、そのあたりのところで自走ができるような仕組みを検討しながら、補助を活用しながら進めていくことを考えている。

○いちち委員 何とか成功してほしいと思うし、何なら飲みに行こうかと思っている。いや、飲むだけではなく食べることもする。今回は食べるという面であるが、本当に捕らぬ狸の皮算用であるが、もし成功して続けてみようとなったときには、アイスランドを体験したかったら多摩市というように様々な文化交流などもアピールして、本当に目玉になるような全市的な売り込みができる

とよいと思っている。

○加藤商業・観光担当課長 今回東京観光財団の助成が通ったことの一つの肝が、今、委員が言われたようなところになる。2020東京オリンピック大会のレガシーを使って今まちとして取り組んでいるところはあまりないということである。多摩市とすると、アイスランドウイークを今文化・生涯学習推進課が一生懸命やっているが、そういった文化交流も含めてずっとやってきていることも含めてご評価いただいたところである。したがって、こちらの食のほうで人が来ていただくところと、文化やそれ以外のものにもなってくると思うがそういったところがうまく連携しながら、多摩市といえばアイスランドであるというようなところにまでつなげていければと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項17番、多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告について議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会案件17番、まちづかいを起点としたまちづくりにつなげていく多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的なご報告である。本日については、9月議会以降の動きと今後の予定というところである。資料もご覧いただきながらであるが、まずは2番、令和6年度の取り組みについてのご報告となる。大きく多摩センター地区まちのビジョン、9月の社会実験の報告、多摩センターのエリアの価値の向上に向けた推進、多摩中央公園の取り組み、遊歩道の安全な通行のあり方の5点である。

まずは(1)多摩センター地区まちのビジョン／まちづくり方針策定状況についてである。ここでは今後の多摩センター駅周辺のまちづくりの方向性を示すまちのビジョン、まちづくり方針、都市再生整備計画の3点となる。まちのビジョンについては、令和4年度からの社会実験を踏まえ、まちのあり方、未来像を示すものとして、令和7年3月末に策定を予定している。

続いてまちづくり方針、こちらは東京都の戦略や方針を踏まえ、10年～20年の中期の基盤整備等改修に向けた基本的な方向性を示す方針として、同じく令和7年3月末策定を予定している。今ご説明させていただいた2点については、別ファイルで資料として構成案もお示し

させていただいているので、ご確認いただければ思う。

最後に、都市再生整備計画であるが、令和7年度から令和9年度の3年間、まちなかウォーク推進事業として、官民連携で居心地のよい滞在空間の創出を目指して社会実験を重ねながらハード整備や制度構築を目指していくものになっている。

この3点については、いずれも年度末の策定に向けて進めているところであるが、東京都で（仮称）多摩ニュータウンの新たな再生方針の先行プロジェクトとして掲げた多摩センター駅周辺再構築にも大きく関わるところがあるので、取り組みの方向性について都と調整を行いながら整理を進めている状況である。

次のページにお移り願う。(2)であるが、9月に実施した社会実験のご報告となる。商業施設の壁面を活用したプロ野球の公式戦のパブリックビューイングと、植栽ますを使ったものである。日常的なにぎわいの創出や民間施設と公共空間が連携した活性化をテーマに実施した。日常のにぎわいをという観点で実施するに当たり、無理のない取り組みやすい規模感を参加者、協力企業などで共有できたというところがまず一つの成果である。もう一つが、商業施設のテナントが店舗から外に出て活用していく具体的な提案なども出てきた。これまでにないような反応が得られたことも今回の成果として見ている。

次のページにお移りいただいて、(3)多摩センターエリアの価値の向上に向けた推進の現在の状況の報告である。多摩センターエリアの価値の向上を目的として、多摩中央公園・多摩センター連携協議会と多摩センター地区連絡協議会がハロウィンなどのイベントで連携をしており、それを進めていくこととなっている。また、多摩ラボ（仮称）で進めてきた地域の活動主体の窓口の今後の役割については、クリエイティブキャンパス企画室とともに現在検討しているところである。両団体、地域の企業、地域の活動主体、行政といったところが連携をしながら、多摩センター地域の価値向上に向けて引き続き取り組んでいくところである。

続いて(4)多摩中央公園の取り組みのご報告である。

「ハロウィン in 多摩センター2024」と合わせた連携イベント、7月にあった「本のまち祭り」といったところでの施設間の連携の促進、地域の活性化に寄与するイベントを実施している。来年4月のオープンに向けて、引き続きこうしたイベントを通じた面的な活性化のほか、発信や情報集約の手法といったところを検討している。先ほども触れたクリエイティブキャンパス企画室につい

ては、まちのインフォメーションセンターとしての機能のほか、市民活動の支援、人材の掘り起こしといったところも行っていくところである。

最後に、(5)遊歩道の安全な通行のあり方のご報告である。今年3月に行った社会実験の結果に基づき、11月9日にレンガ坂における暫定整備について市民を対象に説明会を開催した。参加者からは、現状のままでは困る、選択肢を幅広く検討すべき、夏暑いので木陰が欲しいといったご意見をいただいたところである。ご意見やご要望については、レンガ坂周辺の通行状況の調査や改修工事を行った経緯などをご説明し、対応できないことなどについてのご理解、暫定整備を進めていくことへのご理解をいただいたものと捉えている。今後の対応については、安全面から図でお示しさせていただいている矢印と自転車のナビマークを5か所程度設置する暫定整備を、年度内をめどに進めていく。また、暫定整備の実施に当たっては、事前に周知を行うとともにマナー啓発の検討も併せて行っていくところである。

続いて3、今後についてというところである。多摩中央公園については、4月5日にリニューアルオープンを予定している。式典に合わせて「パークライフショー」を開催するとともに、エリアの活性化につながるよう連携協議会で準備に取り組んでいる。エリア価値の向上に向けては、連携協議会と地区協を中心イベント連携から具体的な取り組みを進めて、使い手のニーズを踏まえながらハードの整備や制度検討を進めていくところである。まちづくり方針の策定に向けては、東京都の戦略や方針等に基づいて新たに「多摩センター駅周辺の再整備方針（案）」の検討が進められているところである。ここでは多摩センター立地企業を含めた会議も予定されているので、これらを踏まえて以下のスケジュールで進めていくところである。なお、東京都の取り組みと整合性を取りながら進めていく必要があるため、東京都の取り組み状況によっては変更となることもある。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。三階委員。

○三階委員 この多摩センターわくわくプロジェクトであるが、多摩センターを中心として毎週毎週いろいろなイベントをやるようになって、かなりにぎわってきている、本当に30年前からずっと変わってきていると思う。以前はどちらかというとサンリオピューロランドに来るだけのお客さん、またモノレールで通過するようなイメージが結構あった。実際この地域の土地の地価、あと周

辺企業の利益や売上、要はそのようなまちの価値という部分については現状どういう状況なのか、その辺大ざっぱでもよいので教えていただければと思う。

○磯貝市民経済部長 一言で説明するのはなかなか難しいところがあるが、コロナ禍が明けた後に、これは多摩センターだけの話ではなく、駅近隣の商業地域の土地というのは地価が上がってきている状況がある。具体的な取り引き状況がどうなのかは正直なかなか難しいということはあるが、土地そのものより物件の魅力云々というのもあり、空いたらすぐ次のテナントさんが埋まってきて新しい店舗が入るところもあれば、なかなか入ってもらえないところもあったりして、一概に駅全体でどうなったというのは言いづらいところが正直あるかと思う。ただ、明らかに今、イベント等々をいろいろな主体が関わってやっていただいていることで多摩センターエリアに来ていただいている方は確実にふえてきているし、それ以外に今回民間さんもいろいろ巻き込みながらやっている中では、行政だけではなく、いろいろな主体も少しずつ育ちつつあるかと考えている。

○三階委員 永山、聖蹟桜ヶ丘とあるが、やはり多摩センターが一番広く、いろいろ商業施設の大きいところが集まっているので、多摩市の顔である。今、市民経済部長が言った、行政だけではなく民間も含めてプロジェクトチームであるという一体感を持って多摩センター地域を、今後多摩中央公園も改修が終わるので盛り上げていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 クリエイティブキャンパス企画室について伺う。ここを見ると最初にインフォメーションセンター機能というのが出てきているが、まずクリエイティブキャンパス構想、ようやく多摩中央公園が完成して3ピースそろうのと、さらに企画室とまで言っているわけである。

ここに多摩センターエリアの施設・団体が連携し、多摩センターを盛り上げるということが書いてあるが、このところに非常に力を入れていただいて、今、三階委員が言われたとおり、多摩センターのポテンシャルは対外的に見ても一番大きく広い駅前空間なわけである。そういったところで具体的にどう連携して盛り上げる事業をやるのか、その辺のビジョンがあったら知りたいと思っている。先に私の意見を言ってしまうと、先ほど申し上げた3ピースそろうわけであるから、クリエイティブキャンパスのトータルした企画のようなものが欲しいと

思っている。あまりよい例えが今浮かばないが、例えば大谷翔平特集のようなものをするとしたら、公園では大谷翔平になぞらえてこういう体験ができる、複合文化施設に行けば大谷翔平のこういうものが見られる、何だったら「大谷翔平物語」のようなお芝居をやっているかもしれない、図書館へ行ったら野球の歴史や何かいろいろなことが学べるキャンペーンを今やっている、何かそういう一体感のある取り組みがぜひとも欲しいと思っているが、その辺についてはいかがか。

○長谷川公園緑地課長 クリエイティブキャンパス企画室ということで、多摩中央公園の改修事業の取り組みから来ているところであるので、私からお答えをさせていただければと思う。

今、委員言われたとおりクリエイティブキャンパス構想というところからこの取り組みを始めているわけであるが、もともとの構想の中では、多摩中央公園内の各施設の連携した取り組みが公園内から公園外ににじみ出していくことで多摩センター全体が活性化していければというところから出てきた構想である。これまで取り組んできた中では、多摩中央公園の改修事業の運営事業者が決まり、その事業者が中心となって公園内の各施設が連携した取り組みから始めてきているところである。来年多摩中央公園がオープンするわけであるが、これまでも取り組んできている中で、多摩中央公園外への取り組みといったところでは、これまでその活性化に取り組んできていただいていた多摩センター地区連絡協議会との連携もやはり不可欠になってくる中で、そうしたところとの連携がみそになってくるかというところで捉えて、これまでもいろいろ意見交換しながら進めてきている。一つ具体例としては、ここにも記載していただいたが「本のまち祭り」、これは多摩中央公園の外へ出た各テナント、具体的には本屋さんとの連携もできた、本をテーマにした活性化イベントができたかと思っている。ここでつながりもできたというところがあるので、こうしたところを引き続き広げながら、多摩センターのまちの個性を生かしたイベントを展開できればと思っている。今回図書館が新設というところもあり、本をテーマにした取り組みがあったが、言われたように、大谷翔平かどうかかわからないが、いろいろな特色をこれから探しつつ展開できればと思っているので、そのようなところを見据えて多摩センター地区連絡協議会とのコミュニケーションを取りながら、今取り組んできているところである。

○いぢち委員 ぜひこのクリエイティブキャンパス企画

室という名に恥じない活動を期待しているところである。先ほど申し上げたように、あるものを駆使して、しかもうまく連携させてそのミックス効果を狙うことと、もう一つは、市民参加型なり双方向型のイベントになると、次から自分がやりたい、いろいろやりたいという人がふえてくるのではないかと思う。私には少し若めの友人もいるが、名前を出してよいのか、日本最大の同人誌即売会のようなところに行く人たちである。何が楽しいのかというと、ああいうところは買う人と売る人が双方向である。自分が参加して売るのがうれしい、好きな作家さんのところに買いにも行く、そういうのを見ていると、自分が参加もし、享受する側でもあるというのが何かやみつきになっているのだと感じる。だから、せっかくこの多摩センターという場を使ってクリエイティブキャンパス構想を生かしてやるということであるので、多摩市でなければ本当に得られない体験を育てていってもらって、本当に私はこういうのをやりたい、次はこういうのをやらせてほしいということにぎわってくると、放っておいてもうまくイベントが回っていく、それが理想かと思っている。いきなり夢が炸裂したが、本当に私はこの多摩市でなければ体験できない、このネット時代に多摩市に来なければ体験できないものを、この場で価値の創出ということをぜひお願いしたいというか、一緒に頑張っていきたいと思っている。それについて何かご意見があれば伺って終わる。

○長谷川公園緑地課長 まさに市民の方が参加いただく、あるいは市民の方自らがやっていただくというのは、この多摩センター事業に関わらず、多摩市の中では重要な要素として我々も取り組んできているところがあるかと認識している。そうした中で、多摩中央公園の改修事業も、そうした市民参加型というのを一つ重要な柱に置きながらやってきている中で、実際パークライフショー、プレイスメイキング社会実験ということで市民参加型、市民持ち寄りイベントを主にしたイベントをやってきており、それを定着させつつ多摩中央公園の外へも広げていこうということで取り組んできているところである。また、実際クリエイティブキャンパス企画室はそういった市民活動に参加するための窓口機能も有している。並行して多摩センターのまち全体というところでは、多摩ラボというような取り組みも同じように展開してきている中で、ここどううまく整理しながら相乗効果でそういった市民活動の参加の場も広げていくということで進めていきたいと思っているので、引き続き委員言われたよう

に、すぐそういったものが体制としてできるものではないとこれまで取り組んできている中でも思っているところであるので、着実に取り組んでいくことで、そうした市民の参加も強まっていくというか、定着していくというところがあるかと思うので、引き続き一歩ずつ取り組んでいきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の最後、18番、特定生産緑地の指定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 それでは、協議会資料の18番をご覧願う。特定生産緑地の指定についてである。

まず生産緑地であるが、都市計画決定をしたことを告示した日から起算して30年間経過するまで肥培管理をしていただく土地ということになっている。今般その30年経過した土地があり、新たに10年間特定生産緑地として耕作をしていく土地の申し出があったので、その土地を決定したことについてのご報告である。

1 ページ目の表をご覧願う。令和6年、2024年のところの下に赤く囲ったところがある。今回生産緑地地区に指定された年度、平成7年度、平成8年度の2か年度で指定された土地について募集をしたところ、1件の土地の申し出があった。

次のページをおめくり願う。4、令和6年度の特定生産緑地の指定についてである。ここのAの欄、約0.006ヘクタールということである。今回申請があった土地は60平米である。ヘクタールだと1万平米であるので、単位としてはこういう小さな表記になってくるところである。その下に一応少し太めの字で書いているが、全生産緑地面積に対する今年度までの申請済みの割合ということで93%の農地が申請済みとなっている。

続いて、次のページ、5、今後の予定である。今回平成8年度までの指定の分の申請があったので、しばらくの間現存する生産緑地の指定がない。平成9年度から13年度までに指定されたものはないということであるので、次回このご報告で指定をするのは令和12年となるので、どうぞよろしく願います。しばらくの間ない。

めくっていただいて、ページの5ページ目をお開き願う。ここに黄色いマーカーで線がある。特定生産緑地番号026-108、これが60平米、当該土地の面積等

ある。

さらにおめくりいただいて、ページの18ページ、図面をお開き願う。この図面の右上に少し大きく図面が載っているかと思うが、この中に正方形の土地で縦じまの土地がある。この縦じまのところが当該の土地である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後3時54分再開

○**小林委員長** 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後3時54分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一